

**【表紙】**

<b>【提出書類】</b>	有価証券届出書の訂正届出書
<b>【提出先】</b>	関東財務局長
<b>【提出日】</b>	平成26年8月22日
<b>【発行者名】</b>	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジ メント株式会社
<b>【代表者の役職氏名】</b>	代表取締役社長 康 祥修
<b>【本店の所在の場所】</b>	東京都千代田区大手町一丁目9番7号 大手町フィナンシャルシティ サウスタワー
<b>【事務連絡者氏名】</b>	門田 美保子
<b>【電話番号】</b>	03-6836-5100
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投 資信託受益証券に係るファンドの名 称】</b>	モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・ オープン
<b>【届出の対象とした募集（売出）内国投 資信託受益証券の金額】</b>	上限5,000億円
<b>【縦覧に供する場所】</b>	該当ありません。

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成26年2月24日付で提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について、本日、有価証券報告書を提出致しましたので、原届出書中の関連する情報を新たな情報に更新するとともに、その他訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書によりこれを更新・訂正するものです。

## 2【訂正の内容】

下線が付されている箇所は訂正箇所を示します。

### 第一部【証券情報】

#### (4)【発行（売出）価格】

<訂正前>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

（なお、上記金額には下記（5）に記載する申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれておりません。）

基準価額は、販売会社（下記（8）「申込取扱場所」に記載する販売会社をいいます。）または下記の委託会社の窓口またはホームページにて知ることができます。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.co.jp/fund/

（後略）

<訂正後>

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

（なお、上記金額には下記（5）に記載する申込手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額は含まれておりません。）

基準価額は、販売会社（下記（8）「申込取扱場所」に記載する販売会社をいいます。）または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.co.jp/fund/

（後略）

#### (5)【申込手数料】

<訂正前>

取得申込口数または取得申込金額に応じ、発行価格に3.15%<sup>\*</sup>(税抜3.0%)の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

自動けいぞく投資コースについては後記「（6）申込単位」をご覧ください。

\*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は3.24%となります。

<訂正後>

取得申込口数または取得申込金額に応じ、発行価格に3.24%(税抜3.0%)の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ： [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

自動けいぞく投資コースについては後記「(6) 申込単位」をご覧ください。

#### (8) 【申込取扱場所】

< 訂正前 >

申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）は、下記委託会社の窓口またはホームページへお問い合わせください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ： [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者または当該登録金融機関がファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

< 訂正後 >

申込取扱場所（以下「販売会社」といいます。）は、下記委託会社の窓口までお問い合わせいただくか、ホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ： [www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

販売会社と販売会社以外の金融商品取引業者または登録金融機関が取次契約を結ぶことにより、当該金融商品取引業者または当該登録金融機関がファンドを当該販売会社に取次ぐ場合があります。

## 第二部【ファンド情報】

### 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

##### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの特色

<訂正前>

(前略)

\*平成25年12月末日現在、マザーファンドは本ファンドのほか、他の複数のファンド(ベビーファンド)とで共有されています。今後もマザーファンドに投資する他のファンド(ベビーファンド)が設定される場合があります。

<訂正後>

(前略)

\*平成26年6月末日現在、マザーファンドは本ファンドのほか、他の複数のファンド(ベビーファンド)とで共有されています。今後もマザーファンドに投資する他のファンド(ベビーファンド)が設定される場合があります。

##### (3)【ファンドの仕組み】

委託会社等の概況

<訂正前>

・名称：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

・資本金の額：9億9,000万円(平成25年12月末日現在)

(中略)

・大株主の状況(平成25年12月末日現在)

(後略)

<訂正後>

・名称：モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

・資本金の額：9億9,000万円(平成26年6月末日現在)

(中略)

・大株主の状況(平成26年6月末日現在)

(後略)

## 2【投資方針】

### (1)【投資方針】

マザーファンドの運用プロセス

<訂正前>

(前略)

上記は平成25年12月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

<訂正後>

(前略)

上記は平成26年6月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

### (3)【運用体制】

#### ・内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織

<訂正前>

委託会社では、運用部門から独立した下記の組織等が、前述の社内規程や投資方針・運用ガイドライン等の遵守状況を監督し、内部統制の妥当性や有効性を評価・検証する体制を確立しています。なお、当組織等には合計で10名程度の人員が配置されております。

(後略)

<訂正後>

委託会社では、運用部門から独立した下記の組織等が、前述の社内規程や投資方針・運用ガイドライン等の遵守状況を監督し、内部統制の妥当性や有効性を評価・検証する体制を確立しています。なお、委託会社の当組織等には合計で10名程度の人員が配置されております。

(後略)

#### ・委託会社による関係法人等の管理体制

<訂正前>

(前略)

上記は平成25年12月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

<訂正後>

(前略)

上記は平成26年6月末日現在のものであり、今後変更される場合があります。

### (5)【投資制限】

約款に基づく投資制限

<訂正前>

・株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(約款第19条)

・株式への投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券または新株引受権証書に限ります。

(約款第19条)

・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。(約款別紙「運用の基本方針」)

・同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(約款第22条)

・同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(約款第27条)

・投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(約款第19条)

(後略)

<訂正後>

- ・ 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。  
（約款第19条）
- ・ 株式への投資は、転換社債の転換ならびに転換社債型新株予約権付社債の新株予約権行使により取得した株券または新株引受権証書に限ります。  
（約款第19条）
- ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。（約款別紙「運用の基本方針」）
- ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。  
（約款第22条）
- ・ 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。  
（約款第27条）
- ・ 投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。  
（約款第19条）

・ 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。

前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 投資信託財産に属する株券および新株引受権証書の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求ならびに新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または投資信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（約款第23条）

・ 委託者は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。ただし、資金の借入れ額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

収益分配金の再投資にかかる借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

（約款第39条）

・ 委託者は、投資信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものを

いいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を、また、金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めるものとします。(以下同じ。)

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券(以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額(組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額)に投資信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引および先物オプション取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう通貨にかかる先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせて、ヘッジの対象とする外貨建資産(外貨通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額の範囲内とします。この場合、投資信託財産に属するとみなした額とは、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの投資信託財産に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

委託者は、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引、ならびに金融商品市場または外国金融商品市場によらないで行なう金利に係る先物取引およびオプション取引(これらの取引と類似の取引を含みます。)を次の範囲で行うことの指図をすることができます。

1. 先物取引の売建ておよびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(投資信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用しているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。

2. 先物取引の買建ておよびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、投資信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金ならびに第19条第2項に掲げる金融商品で運用している額(以下本号において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内と

します。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建て、投資信託財産の外貨建資産組入可能額(約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に投資信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。

3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払いプレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ本条で規定する全オプション取引に係る支払いプレミアム額の合計額が取引時点の投資信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

(約款第24条)

委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。)が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

前項においてマザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(約款第25条)

XI. 委託者は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。



為替先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの投資信託財産に係る為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額が、投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額とマザーファンドの投資信託財産に係る保有外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額を超えないものとし、なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の合計額が当該時価総額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。

前2項においてマザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る金利先渡取引および為替先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および外貨建資産の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの投資信託財産に係る保有金利商品および外貨建資産の時価総額にマザーファンドの投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

(約款第26条)

X . 委託者は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとし、

2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとし、

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

(約款第28条)

X . 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(後略)

### 3【投資リスク】

#### (1) ファンドのリスク

その他の留意点

<訂正前>

・ファミリーファンド方式に係る留意点

本ファンドはファミリーファンド方式による運用を行うため、実質的な運用は主としてマザーファンドで行われます。本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの受益証券は、平成25年12月末日現在、既に複数のファンドにより保有されています。（今後、マザーファンド受益証券を投資対象とする新たなファンドが設定される可能性もあります。）

（後略）

<訂正後>

・ファミリーファンド方式に係る留意点

本ファンドはファミリーファンド方式による運用を行うため、実質的な運用は主としてマザーファンドで行われます。本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドの受益証券は、平成26年6月末日現在、既に複数のファンドにより保有されています。（今後、マザーファンド受益証券を投資対象とする新たなファンドが設定される可能性もあります。）

（後略）

#### (2) ファンドのリスクに対する管理体制

<訂正前>

（前略）

上記は平成25年12月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

<訂正後>

（前略）

上記は平成26年6月末日現在のものであり、今後変更になる場合があります。

### 4【手数料等及び税金】

<訂正前>

#### (1) 【申込手数料】

取得申込口数に応じ、発行価格に3.15%<sup>\*</sup>（税抜3.0%）の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

\*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は3.24%となります。

#### (2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

#### (3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率

1.2075%<sup>\*</sup>（税抜1.15%）の率を乗じて得た金額とし、関係法人への配分については次の通りとします。

配分比率（年率）		
委託会社	販売会社	受託会社
<u>0.5775%<sup>*</sup></u> (税抜0.55%)	<u>0.5775%<sup>*</sup></u> (税抜0.55%)	<u>0.0525%<sup>*</sup></u> (税抜0.05%)

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、信託報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産から支弁されます。投資助言会社に支払う報酬は、本ファンドの投資信託財産から支弁される信託報酬のうち委託会社が受け取る報酬額から支弁されます。

なお、本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいては信託報酬の負担はありません。

\* 消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は、それぞれ年率1.242%、0.594%、0.594%、0.054%となります。

（中略）

#### （5）【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

##### 個人の受益者に対する課税

	課税対象額	所得の種類・税率等
収益分配金	普通分配金相当額	配当所得（1） 源泉徴収（申告不要）20.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
一部解約金	解約価額が取得費用を上回る場合の差額	譲渡による所得（2） 申告分離課税20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
償還金	償還価額が取得費用を上回る場合の差額	

1：配当所得に対する課税は、上記の方法のほか、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。申告分離課税により確定申告を行う場合は、普通分配金と上場株式等の譲渡損との間で損益通算を行うことができます。

2：原則として確定申告が必要ですが、源泉徴収選択口座の場合には申告不要となります。

一部解約時または償還時に差損（譲渡損）が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の譲渡益及び配当所得との間で損益通算を行うことができます。損益通算の結果、その年に控除し切れなかった譲渡損は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

\* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、平成26年1月1日以降の非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（中略）

上記は平成25年12月末日現在において確定または判明している税務上の取扱いの概要を記したものであり、お取引の口座の種類やお取引の条件等によっては、上記と異なる取扱いとなる場合があります。また、法令改正等により今後変更になる可能性もあります。詳しくはお取引の販売会社にお問い合わせください。また、そのほか必要に応じて税務専門家にご確認・ご相談をされることをお勧めします。

< 訂正後 >

#### （1）【申込手数料】

取得申込口数に応じ、発行価格に3.24%（税抜3.0%）の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

ホームページ：[www.morganstanley.co.jp/fund/](http://www.morganstanley.co.jp/fund/)

電話番号：03-6836-5130

受付時間：委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

上記にかかわらず、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

(2) 【換金（解約）手数料】

換金手数料はありません。

(3) 【信託報酬等】

信託報酬の総額は、本ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.242%（税抜1.15%）の率を乗じて得た金額とし、関係法人への配分については次の通りとします。

配分比率（年率）		
委託会社	販売会社	受託会社
0.594% (税抜0.55%)	0.594% (税抜0.55%)	0.054% (税抜0.05%)

信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき、信託報酬に係る消費税等相当額とともに投資信託財産から支弁されます。投資助言会社に支払う報酬は、本ファンドの投資信託財産から支弁される信託報酬のうち委託会社が受け取る報酬額から支弁されます。

なお、本ファンドが主要投資対象とするマザーファンドにおいては信託報酬の負担はありません。

（中略）

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者である受益者に対する課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

個人の受益者に対する課税

	課税対象額	所得の種類・税率等
収益分配金	普通分配金相当額	配当所得（1） 源泉徴収（申告不要）20.315% （所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
一部解約金	解約価額が取得費用を上回る場合の差額	譲渡による所得（2） 申告分離課税20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）
償還金	償還価額が取得費用を上回る場合の差額	

1：配当所得に対する課税は、上記の方法のほか、確定申告を行うことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択することもできます。申告分離課税により確定申告を行う場合は、普通分配金と上場株式等の譲渡損との間で損益通算を行うことができます。

2：原則として確定申告が必要ですが、源泉徴収選択口座の場合には申告不要となります。

一部解約時または償還時に差損（譲渡損）が発生した場合は、確定申告を行うことにより、上場株式等の譲渡益及び配当所得との間で損益通算を行うことができます。損益通算の結果、その年に控除し切れなかった譲渡損は、翌年以降3年間にわたり繰越控除ができます。

\* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間100万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（中略）

上記は平成26年6月末日現在において確定または判明している税務上の取扱いの概要を記したものであり、お取引の口座の種類やお取引の条件等によっては、上記と異なる取扱いとなる場合があります。

ます。また、法令改正等により今後変更になる可能性もあります。詳しくはお取引の販売会社にお問い合わせください。また、そのほか必要に応じて税務専門家にご確認・ご相談をされることをお勧めします。

「5 運用状況」については以下の通り更新・訂正されます。以下は更新・訂正後の記載です。

## 5【運用状況】

### (1)【投資状況】

(平成26年6月30日現在)

資産の種類	国・地域	時価合計(千円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	521,807	97.79
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		11,769	2.20
合計(純資産総額)		533,577	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2) 【投資資産】

## 【投資有価証券の主要銘柄】(全銘柄)

(平成26年6月30日現在)

順位	銘柄名	国・地域	種類	業種	額面総額 または口数	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
						単価 (円)	金額(円)	単価 (円)	金額(円)	
1	モルガン・スタンレー・ グローバル・ボンド・ マザーファンド	日本	親投資信託受益証券		345,751,337	1.4982	518,004,653	1.5092	521,807,917	97.79

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

## 投資有価証券の種類別投資比率

(平成26年6月30日現在)

投資有価証券の種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	97.79
合計	97.79

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

## 【その他投資資産の主要なもの】

（平成26年6月30日現在）

資産の種類	買建 / 売建	通貨	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資比率 (%)
為替予約取引	売建	米ドル	1,450,000.00	147,404,535	146,856,000	27.52
		カナダドル	130,000.00	12,127,700	12,340,900	2.31
		メキシコペソ	600,000.00	4,710,000	4,680,000	0.87
		ユーロ	1,175,000.00	162,957,812	162,408,500	30.43
		英ポンド	190,000.00	32,926,297	32,742,700	6.13
		スウェーデンクローナ	200,000.00	3,062,700	3,004,000	0.56
		デンマーククローネ	70,000.00	1,302,700	1,297,800	0.24
		ポーランドズロチ	110,000.00	3,651,010	3,648,700	0.68
		オーストラリアドル	70,000.00	6,533,254	6,652,100	1.24
		シンガポールドル	30,000.00	2,445,690	2,432,400	0.45
		南アフリカランド	300,000.00	2,922,000	2,859,000	0.53

（注1）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物相場の仲値で評価しています。



## (3) 【運用実績】

## 【純資産の推移】

平成26年6月末日および同日前1年以内における各月末および下記決算期末の純資産の推移は次のとおりです。

期	計算期間末または各月末	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
1期	(平成11年5月24日)	2,094,154,913	2,104,845,606	0.9794	0.9844
2期	(平成11年11月24日)	1,934,983,905	1,934,983,905	0.8956	0.8956
3期	(平成12年5月23日)	1,923,317,561	1,923,317,561	0.8793	0.8793
4期	(平成12年11月24日)	1,953,325,487	1,953,325,487	0.8915	0.8915
5期	(平成13年5月23日)	2,137,802,079	2,137,802,079	0.9323	0.9323
6期	(平成13年11月26日)	2,188,411,956	2,188,411,956	0.9554	0.9554
7期	(平成14年5月23日)	2,366,854,106	2,366,854,106	0.9606	0.9606
8期	(平成14年11月25日)	1,786,423,936	1,795,311,495	1.0050	1.0100
9期	(平成15年5月23日)	2,166,913,389	2,193,735,181	1.0503	1.0633
10期	(平成15年11月25日)	2,156,995,770	2,185,074,523	0.9987	1.0117
11期	(平成16年5月24日)	1,605,153,254	1,621,288,395	0.9948	1.0048
12期	(平成16年11月24日)	747,456,593	754,805,102	1.0172	1.0272
13期	(平成17年5月23日)	691,806,259	697,858,942	1.0287	1.0377
14期	(平成17年11月24日)	677,802,922	683,754,613	1.0250	1.0340
15期	(平成18年5月23日)	662,360,629	665,679,642	0.9978	1.0028
16期	(平成18年11月24日)	570,503,831	573,320,766	1.0126	1.0176
17期	(平成19年5月23日)	530,899,442	533,552,780	1.0004	1.0054
18期	(平成19年11月26日)	504,597,794	507,125,009	0.9983	1.0033
19期	(平成20年5月23日)	503,018,584	505,566,388	0.9872	0.9922
20期	(平成20年11月25日)	469,664,753	472,168,560	0.9379	0.9429
21期	(平成21年5月25日)	491,620,646	494,194,948	0.9549	0.9599
22期	(平成21年11月24日)	499,829,197	502,371,350	0.9831	0.9881
23期	(平成22年5月24日)	494,538,909	497,066,575	0.9783	0.9833
24期	(平成22年11月24日)	485,141,341	487,628,208	0.9754	0.9804
25期	(平成23年5月23日)	481,220,032	483,720,837	0.9621	0.9671
26期	(平成23年11月24日)	475,490,476	478,012,187	0.9428	0.9478
27期	(平成24年5月23日)	502,968,921	505,537,401	0.9791	0.9841
28期	(平成24年11月26日)	528,471,030	531,099,985	1.0051	1.0101
29期	(平成25年5月23日)	543,070,278	545,630,382	1.0606	1.0656

期	計算期間末または各月末	純資産総額(円)		1口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
30期	(平成25年11月25日)	521,815,236	524,331,307	1.0370	1.0420
31期	(平成26年5月23日)	524,727,819	527,196,282	1.0629	1.0679
	平成25年6月末日	524,459,473	-	1.0248	-
	7月末日	524,804,638	-	1.0276	-
	8月末日	519,322,341	-	1.0207	-
	9月末日	520,374,076	-	1.0261	-
	10月末日	524,302,047	-	1.0378	-
	11月末日	528,536,614	-	1.0413	-
	12月末日	518,188,660	-	1.0405	-
	平成26年1月末日	522,313,119	-	1.0478	-
	2月末日	518,888,196	-	1.0559	-
	3月末日	526,473,142	-	1.0616	-
	4月末日	525,414,029	-	1.0657	-
	5月末日	531,842,861	-	1.0687	-
	6月末日	533,577,823	-	1.0712	-

## 【分配の推移】

下記決算期中の分配は次のとおりです。

期	1口当たりの分配金（円）
1期	0.0050
2期	0
3期	0
4期	0
5期	0
6期	0
7期	0
8期	0.0050
9期	0.0130
10期	0.0130
11期	0.0100
12期	0.0100
13期	0.0090
14期	0.0090
15期	0.0050
16期	0.0050
17期	0.0050
18期	0.0050
19期	0.0050
20期	0.0050
21期	0.0050
22期	0.0050
23期	0.0050
24期	0.0050
25期	0.0050
26期	0.0050
27期	0.0050
28期	0.0050
29期	0.0050
30期	0.0050
31期	0.0050

## 【収益率の推移】

下記決算期中の収益率は次のとおりです。

期	期間収益率（％）
1期	1.56
2期	8.56
3期	1.82
4期	1.39
5期	4.58
6期	2.48
7期	0.54
8期	5.14
9期	5.80
10期	3.68
11期	0.61
12期	3.26
13期	2.02
14期	0.52
15期	2.17
16期	1.98
17期	0.71
18期	0.29
19期	0.61
20期	4.49
21期	2.35
22期	3.48
23期	0.02
24期	0.21
25期	0.85
26期	1.49
27期	4.38
28期	3.17
29期	6.02
30期	1.75
31期	2.98

(注) 収益率とは、計算期間末日の基準価額(分配額の額)から当該計算期間の直前の計算期間末日の基準価額(分配額の額。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じて得た数をいいます。

「基準価額」とは、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日<sup>\*</sup>における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上、1万口あたりに換算した金額で表示されることがあります。

\* 「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

## （参考情報）

## （1）「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンド」の運用状況

ファンドは「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンド」を主要投資対象としており、同マザーファンドの投資状況は以下のとおりです。

（平成26年6月30日現在）

資産の種類	国・地域	時価合計（千円）	投資比率（％）
国債証券	アメリカ	48,470,554	18.53
	イタリア	39,734,386	15.19
	イギリス	23,308,579	8.91
	スペイン	16,341,660	6.24
	フランス	16,131,384	6.16
	スウェーデン	10,386,873	3.97
	ドイツ	10,122,092	3.87
	ベルギー	10,008,724	3.82
	ポーランド	8,922,957	3.41
	メキシコ	8,915,139	3.40
	オランダ	4,443,413	1.69
	カナダ	4,228,520	1.61
	ノルウェー	4,201,880	1.60
	オーストラリア	3,441,765	1.31
	ニュージーランド	3,427,929	1.31
	デンマーク	3,016,345	1.15
	シンガポール	2,838,122	1.08
	アイルランド	2,598,606	0.99
	南アフリカ	1,359,828	0.51
	小計	221,898,767	84.85
地方債証券	カナダ	2,575,105	0.98
	小計	2,575,105	0.98
特殊債券	ベルギー	2,326,617	0.88
	国際機関	2,044,860	0.78
	オランダ	1,460,871	0.55
	アメリカ	690,495	0.26
	ドイツ	666,266	0.25
	小計	7,189,111	2.74
社債券	イギリス	4,866,075	1.86
	アイルランド	2,979,513	1.13
	アメリカ	2,272,889	0.86
	オランダ	1,365,999	0.52
	カナダ	721,902	0.27
	ドイツ	461,051	0.17
	ニュージーランド	312,874	0.11
	小計	12,980,306	4.96
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		16,864,039	6.44
合計（純資産総額）		261,507,330	100.00

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

## (2)「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンド」の投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄(上位30銘柄)

(平成26年6月30日現在)

順位	銘柄名	利率 (%)	償還期限	国・ 地域	種類	額面総額	帳簿価額		評価額		投資 比率 (%)
							単価(円)	金額(円)	単価(円)	金額(円)	
1	US TREASURY	4.5	2017/5/15	アメリカ	国債証券	147,330,000	11,241.85	16,562,629,203	11,191.96	16,489,127,162	6.31
2	ITALY	5.25	2017/8/1	イタリア	国債証券	75,220,000	15,485.11	11,647,906,094	15,655.21	11,775,850,529	4.50
3	GERMANY	4	2037/1/4	ドイツ	国債証券	55,000,000	18,179.60	9,998,782,591	18,403.80	10,122,092,871	3.87
4	UK TREASURY	1.75	2017/1/22	イギリス	国債証券	44,000,000	17,548.56	7,721,368,401	17,494.09	7,697,403,904	2.94
5	FRANCE	6	2025/10/25	フランス	国債証券	34,800,000	19,490.64	6,782,744,530	19,789.94	6,886,901,918	2.63
6	BELGIUM KINGDOM	3	2019/9/28	ベルギー	国債証券	40,000,000	15,369.00	6,147,602,880	15,501.50	6,200,603,272	2.37
7	US TREASURY	2.75	2019/2/15	アメリカ	国債証券	55,900,000	10,725.55	5,995,582,620	10,691.89	5,976,771,420	2.29
8	ITALY	6.5	2027/11/1	イタリア	国債証券	27,440,000	18,022.20	4,945,293,856	18,781.39	5,153,613,833	1.97
9	MEXICO	6.5	2022/6/9	メキシコ	国債証券	610,000,000	825.34	5,034,593,105	832.14	5,076,084,305	1.94
10	US TREASURY	0.25	2016/4/15	アメリカ	国債証券	50,000,000	10,120.36	5,060,180,076	10,113.23	5,056,617,272	1.93
11	UK TREASURY	3.75	2020/9/7	イギリス	国債証券	25,600,000	18,917.64	4,842,916,169	18,851.50	4,825,985,724	1.85
12	UK TREASURY	4.25	2032/6/7	イギリス	国債証券	23,540,000	19,649.17	4,625,416,542	19,732.38	4,645,003,625	1.78
13	SPAIN	4.85	2020/10/31	スペイン	国債証券	28,000,000	16,042.57	4,491,921,532	16,491.39	4,617,589,998	1.77
14	NETHERLANDS	2.25	2022/7/15	オランダ	国債証券	29,600,000	14,793.05	4,378,744,783	15,011.53	4,443,413,228	1.70
15	ITALY	3	2015/6/15	イタリア	国債証券	31,100,000	14,160.15	4,403,806,693	14,176.59	4,408,921,106	1.69
16	HBOS TSY SRVCS	5.25	2017/2/21	イギリス	社債券	39,020,000	11,260.27	4,393,759,298	11,170.48	4,358,721,358	1.67
17	ITALY	4.25	2019/2/1	イタリア	国債証券	27,430,000	15,358.30	4,212,782,241	15,694.03	4,304,873,993	1.65
18	US TREASURY	4.25	2039/5/15	アメリカ	国債証券	35,000,000	11,753.00	4,113,552,176	11,855.95	4,149,585,149	1.59
19	SWEDEN	3.5	2022/6/1	スウェー デン	国債証券	238,700,000	1,715.13	4,094,031,002	1,728.47	4,125,879,265	1.58
20	ITALY	5	2039/8/1	イタリア	国債証券	25,000,000	15,602.08	3,900,521,803	16,456.95	4,114,238,415	1.57
21	FRANCE	4.25	2019/4/25	フランス	国債証券	25,000,000	16,239.61	4,059,903,331	16,299.21	4,074,802,776	1.56
22	ITALY	4.25	2015/2/1	イタリア	国債証券	28,100,000	14,171.53	3,982,200,787	14,144.81	3,974,692,048	1.52
23	BELGIUM KINGDOM	3.25	2016/9/28	ベルギー	国債証券	25,700,000	14,828.38	3,810,893,935	14,817.59	3,808,121,373	1.46
24	US TREASURY	3.5	2018/2/15	アメリカ	国債証券	34,300,000	11,016.56	3,778,681,795	10,977.36	3,765,237,597	1.44
25	AUSTRALIA	5.5	2018/1/21	オースト ラリア	国債証券	33,000,000	10,387.74	3,427,955,883	10,429.59	3,441,765,756	1.32
26	US TREASURY	2.125	2021/8/15	アメリカ	国債証券	34,000,000	10,120.16	3,440,856,973	10,122.53	3,441,663,393	1.32
27	NEW ZEALAND	3	2020/4/15	ニュー ジーラ ンド	国債証券	41,000,000	8,377.41	3,434,740,232	8,360.80	3,427,929,845	1.31
28	SPAIN	4	2020/4/30	スペイン	国債証券	21,000,000	15,383.80	3,230,599,337	15,738.98	3,305,187,154	1.26
29	ITALY	4.5	2018/2/1	イタリア	国債証券	21,000,000	15,286.89	3,210,247,436	15,501.02	3,255,215,060	1.24
30	SPAIN	4.1	2018/7/30	スペイン	国債証券	20,000,000	15,285.32	3,057,065,930	15,502.33	3,100,467,608	1.19

(注1) 投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額の比率をいいます。

(注2) 額面総額は発行通貨で表示しております。

## 投資有価証券の種類別投資比率

（平成26年6月30日現在）

投資有価証券の種類	投資比率（％）
国債証券	84.85
地方債証券	0.98
特殊債券	2.75
社債券	4.96
合計	93.55

（注）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額の比率をいいます。

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

（平成26年6月30日現在）

資産の種類	買建 / 売建	通貨	数量	帳簿価額 （円）	評価額 （円）	投資比率 （％）
為替予約取引	買建	米ドル	361,500,000.00	36,808,521,500	36,613,251,000	14.00
		ユーロ	51,440,000.00	7,136,490,040	7,110,125,600	2.71
	売建	カナダドル	18,700,000.00	1,744,523,000	1,775,191,000	0.67
		メキシコペソ	650,000,000.00	5,075,220,000	5,058,200,000	1.93
		英ポンド	3,970,000.00	680,855,000	684,825,000	0.26
		スイスフラン	15,000,000.00	1,707,150,000	1,705,950,000	0.65
		スウェーデンクローナ	607,400,000.00	9,348,352,000	9,126,248,000	3.48
		ノルウェークローネ	219,200,000.00	3,719,285,000	3,614,934,000	1.38
		デンマーククローネ	46,500,000.00	862,165,800	862,110,000	0.32
		ポーランドズロチ	193,000,000.00	6,422,822,800	6,402,930,000	2.44
		オーストラリアドル	39,450,000.00	3,730,166,510	3,743,757,000	1.43
		ニュージーランドドル	38,000,000.00	3,293,080,000	3,371,740,000	1.28
		シンガポールドル	25,000,000.00	2,043,232,500	2,027,000,000	0.77

（注1）投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額の比率をいいます。

（注2）為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物相場の仲値で評価しています。



## ( 4 ) 【設定及び解約の実績】

下記決算期中の設定および解約の実績は次のとおりです。

期	設定口数（口）	解約口数（口）
1期	2,139,231,157	1,092,544
2期	41,351,113	19,045,053
3期	79,429,413	52,504,296
4期	11,830,986	8,167,456
5期	233,087,818	131,151,594
6期	31,406,341	33,696,962
7期	279,959,437	106,804,501
8期	107,718,901	794,040,820
9期	354,609,318	68,906,474
10期	220,328,345	123,639,031
11期	137,167,105	683,557,029
12期	99,496,283	978,159,477
13期	102,730,673	165,061,253
14期	119,506,419	130,727,717
15期	95,759,751	93,256,164
16期	75,017,670	175,433,340
17期	69,045,568	101,764,957
18期	56,322,601	81,547,181
19期	52,535,127	48,417,265
20期	56,264,164	65,063,564
21期	46,776,918	32,678,030
22期	42,303,537	48,733,208
23期	40,432,022	43,329,411
24期	43,150,972	51,310,757
25期	44,039,084	41,251,465
26期	39,288,232	35,107,060
27期	53,758,323	44,404,581
28期	43,426,976	31,332,035
29期	55,006,533	68,776,622
30期	40,681,472	49,488,044
31期	43,416,324	52,938,090

(注1) 本邦外における販売および解約はありません。

(注2) 設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

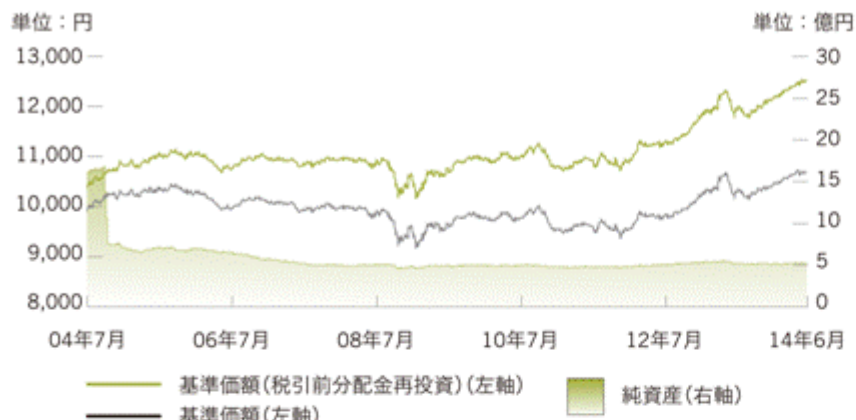
[次へ](#)

## [ 参考情報 ]

2014年6月末現在

## 基準価額・純資産の推移

2004年7月1日～2014年6月30日(当初設定日:1998年11月24日)



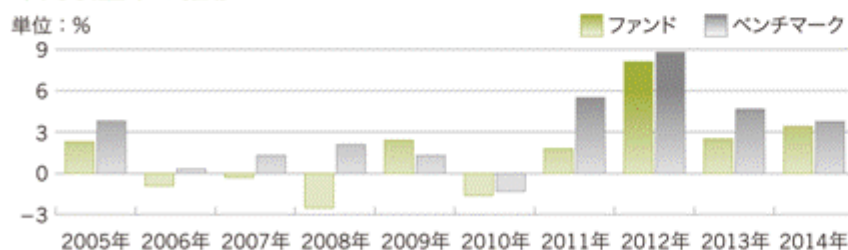
※ 基準価額は信託報酬控除後です。信託報酬は純資産総額に年1.242% (税抜1.15%) の率を乗じて得た額とします。基準価額(税引前分配金再投資)は、税引前分配金を分配時に再投資したものとみなして計算した価額です。

## 主な資産の状況\*

## 組入債券上位10銘柄

銘柄	通貨	クーポン	償還日	比率
1 アメリカ国債	アメリカドル	4.500%	2017.05.15	6.3%
2 イタリア国債	ユーロ	5.250%	2017.08.01	4.6%
3 ドイツ国債	ユーロ	4.000%	2037.01.04	3.9%
4 イギリス国債	ポンド	1.750%	2017.01.22	3.0%
5 フランス国債	ユーロ	6.000%	2025.10.25	2.7%
6 ベルギー国債	ユーロ	3.000%	2019.09.28	2.4%
7 アメリカ国債	アメリカドル	2.750%	2019.02.15	2.3%
8 イタリア国債	ユーロ	6.500%	2027.11.01	2.0%
9 メキシコ国債	ペソ	6.500%	2022.06.09	1.9%
10 アメリカ国債	アメリカドル	0.250%	2016.04.15	1.9%

## 年間収益率の推移



※ ファンドの年間収益率は、税引前分配金再投資基準価額により算出しています。

※ ベンチマークの収益率は、基準価額算出基準を考慮し、為替オープン部分は営業日前日の米ドル建指数に営業日当日の米ドル為替レート(対顧客電信売相場仲値)を用いて当社が独自に円換算し、為替ヘッジ部分は営業日前日の円ヘッジ指数を用いて算出しています。

※ ベンチマークの情報は、あくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績ではありません。

※ 2014年は年初から6月末までの収益率です。

\* 上記「主な資産の状況」記載の「組入債券上位10銘柄」「国別投資比率」「通貨別投資比率」は、現地時間基準で計上する弊社ポートフォリオシステム(運用担当者が使用しているシステム)にて算出しています。一方、請求目録見書「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 5運用状況(1)投資状況、および(2)投資資産」のデータは法令・諸規則に基づいた投信計理システムで作成しています。

## ファンド・データ

基準価額	10,712円
純資産総額	5.3億円

## 分配の推移

(直近5期分、1万円あたり、税引前)

第27期 2012年5月	50円
第28期 2012年11月	50円
第29期 2013年5月	50円
第30期 2013年11月	50円
第31期 2014年5月	50円
設定来累計	1,590円

※ 運用状況によっては、分配金額が変わる場合、或いは分配金が支払われない場合があります。

## 国別投資比率

国、地域	比率
1 ユーロ圏	41.0%
2 アメリカ	26.1%
3 イギリス	9.2%
4 スウェーデン	4.1%
5 ポーランド	3.7%

※ 投資比率はマザーファンドにおける通貨別組入債券・現金の比率です。純資産総額対比、現地約定ベースです。日本の投資比率は、主に投資戦略の一環としてマザーファンドで保有している円現金であり、日本債券の組入れはありません。

## 通貨別投資比率

通貨	比率
日本円	74.0%
ユーロ	11.7%
アメリカドル	11.2%
ポンド	2.8%
ペソ	0.8%

※ 通貨比率はファンドにおける実質債券投資比率に為替ヘッジを加味した比率です。純資産総額対比、現地約定ベースです。

## 第2【管理及び運営】

### 1【申込（販売）手続等】

<訂正前>

（前略）

（4）受益権の発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.co.jp/fund/

このほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「ボンド」の略称で掲載されます。

「計算日」とは基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

（5）申込手数料は、取得申込口数または取得申込金額に応じ、発行価格に3.15%（税抜3.0%）の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

（6）委託会社は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情が発生した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付した取得申込みの受付を取消することができます。

（7）ファンドの受益権は振替制度に基づき管理され、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

\*消費税率が8%となる平成26年4月1日以降は3.24%となります。

<訂正後>

（前略）

（4）受益権の発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.co.jp/fund/

このほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「ボンド」の略称で掲載されます。

「計算日」とは基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日のことです。

（5）申込手数料は、取得申込口数または取得申込金額に応じ、発行価格に3.24%（税抜3.0%）の率を乗じて得た金額を上限として販売会社が独自に定める額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。なお、「自動けいぞく投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合の手数料は無手数料とします。

- (6) 委託会社は、取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。）における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他止むを得ない事情が発生した場合には、受益権の取得申込みの受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込みの受付を取消することができます。
- (7) ファンドの受益権は振替制度に基づき管理され、取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託者は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとし、振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

## 2【換金（解約）手続等】

<訂正前>

(前略)

- (3) 解約時の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。  
解約価額は、販売会社または委託会社の窓口またはホームページに問い合わせることにより知ることができます。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.co.jp/fund/

「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約受益者との間の公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図る目的で、受益権の解約時に控除され投資信託財産中に留保される金額をいいます。

(後略)

<訂正後>

(前略)

- (3) 解約時の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額（基準価額に0.3%の率を乗じて得た額）を控除した価額とします。  
解約価額は、販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.co.jp/fund/

「信託財産留保額」とは、引き続き受益権を保有する受益者と解約受益者との間の公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図る目的で、受益権の解約時に控除され投資信託財産中に留保される金額をいいます。

(後略)

## 3【資産管理等の概要】

### (1)【資産の評価】

## &lt; 基準価額の計算方法 &gt;

## &lt; 訂正前 &gt;

(前略)

予約為替の評価は、原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

## &lt; 訂正後 &gt;

(前略)

予約為替の評価は、原則として計算日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算します。

基準価額は、販売会社または委託会社までお問い合わせいただくか、委託会社のホームページをご参照ください。

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

電話番号： 03-6836-5130

受付時間： 委託会社の毎営業日の午前9時から午後5時まで

ホームページ：www.morganstanley.co.jp/fund/

このほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊にも「ボンド」の略称で掲載されます。

### 第3【ファンドの経理状況】

「第3 ファンドの経理状況」については以下の通り更新・訂正します。以下は更新・訂正後の内容です。

(1) ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第31期計算期間(平成25年11月26日から平成26年5月23日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

## 1【財務諸表】

## モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・オープン

## (1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第30期 (平成25年11月25日現在)	第31期 (平成26年5月23日現在)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
コール・ローン	17,905,570	8,921,019
親投資信託受益証券	524,107,539	518,004,653
派生商品評価勘定	194,785	2,338,279
未収入金	2,530,000	2,495,035
未収利息	14	4
流動資産合計	544,737,908	531,758,990
資産合計	544,737,908	531,758,990
<b>負債の部</b>		
流動負債		
派生商品評価勘定	6,490,054	890,264
未払金	9,637,212	-
未払収益分配金	2,516,071	2,468,463
未払解約金	525,869	37,770
未払受託者報酬	140,010	135,740
未払委託者報酬	3,080,151	2,986,266
その他未払費用	533,305	512,668
流動負債合計	22,922,672	7,031,171
負債合計	22,922,672	7,031,171
<b>純資産の部</b>		
元本等		
元本	503,214,368	493,692,602
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	18,600,868	31,035,217
(分配準備積立金)	43,498,035	44,149,060
純資産合計	521,815,236	524,727,819
負債純資産合計	544,737,908	531,758,990

## (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第30期		第31期	
	自	平成25年5月24日 平成25年11月25日	自	平成25年11月26日 平成26年5月23日
<b>営業収益</b>				
受取利息		2,308		1,671
有価証券売買等損益		3,083,027		23,367,114
為替差損益		3,126,339		4,588,104
<b>営業収益合計</b>		<b>6,207,058</b>		<b>18,780,681</b>
<b>営業費用</b>				
受託者報酬		140,010		135,740
委託者報酬		3,080,151		2,986,266
その他費用		533,305		512,668
<b>営業費用合計</b>		<b>3,753,466</b>		<b>3,634,674</b>
<b>営業利益又は営業損失( )</b>		<b>9,960,524</b>		<b>15,146,007</b>
経常利益又は経常損失( )		9,960,524		15,146,007
<b>当期純利益又は当期純損失( )</b>		<b>9,960,524</b>		<b>15,146,007</b>
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )		1,464,746		614,746
<b>期首剰余金又は期首欠損金( )</b>		<b>31,049,338</b>		<b>18,600,868</b>
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,410,553		2,228,093
<b>当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額</b>		<b>1,410,553</b>		<b>2,228,093</b>
剰余金減少額又は欠損金増加額		2,847,174		1,856,542
<b>当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額</b>		<b>2,847,174</b>		<b>1,856,542</b>
分配金		2,516,071		2,468,463
<b>期末剰余金又は期末欠損金( )</b>		<b>18,600,868</b>		<b>31,035,217</b>



## （３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1．有価証券の評価基準 および評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法による時価法で評価しております。なお、時価は親投資信託 受益証券の基準価額を用いております。
2．デリバティブ取引等 の評価基準および評価 方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算期間末日において、為替予約の 受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が 発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最 も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。

## （貸借対照表に関する注記）

	第30期 （平成25年11月25日現在）	第31期 （平成26年5月23日現在）
1．当該計算期間の末日における受益権総数	503,214,368口	493,692,602口
2．1口当たり純資産額	1.0370円	1.0629円

## （損益及び剰余金計算書に関する注記）

第30期 自 平成25年5月24日 至 平成25年11月25日	第31期 自 平成25年11月26日 至 平成26年5月23日																																				
<p>1．分配金の計算過程</p> <p>投資信託約款に基づき計算した分配可能額は150,894,611円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、2,516,071円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額（円）</th> <th>1万口当たり（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td>4,952,324</td> <td>98.41</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td>104,880,505</td> <td>2,084.21</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td>41,061,782</td> <td>815.98</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>150,894,611</td> <td>2,998.60</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p> <p>2．その他費用</p> <p>監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。</p> <p>3．剰余金増加額および剰余金減少額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金増加額および当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>		金額（円）	1万口当たり（円）	A. 配当等収益	4,952,324	98.41	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	104,880,505	2,084.21	D. 分配準備 積立金	41,061,782	815.98	分配可能額	150,894,611	2,998.60	<p>1．分配金の計算過程</p> <p>投資信託約款に基づき計算した分配可能額は153,187,503円であるが、基準価額水準、市況動向および収益分配方針を勘案し、2,468,463円（1万口当たり50円）を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>金額（円）</th> <th>1万口当たり（円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 配当等収益</td> <td>7,393,489</td> <td>149.75</td> </tr> <tr> <td>B. 有価証券 売買等損益</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>C. 収益調整金</td> <td>106,569,980</td> <td>2,158.63</td> </tr> <tr> <td>D. 分配準備 積立金</td> <td>39,224,034</td> <td>794.50</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>153,187,503</td> <td>3,102.88</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）配当等収益には、当ファンドに帰属すべき親投資信託の配当等収益を含んでおります。</p> <p>2．その他費用</p> <p>監査報酬および目論見書等の印刷費用を計上しております。</p> <p>3．剰余金増加額および剰余金減少額</p> <p>当期追加信託に伴う剰余金増加額および当期一部解約に伴う剰余金減少額は、それぞれ剰余金減少額および剰余金増加額を差し引いた純額で表示しております。</p>		金額（円）	1万口当たり（円）	A. 配当等収益	7,393,489	149.75	B. 有価証券 売買等損益	-	-	C. 収益調整金	106,569,980	2,158.63	D. 分配準備 積立金	39,224,034	794.50	分配可能額	153,187,503	3,102.88
	金額（円）	1万口当たり（円）																																			
A. 配当等収益	4,952,324	98.41																																			
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																			
C. 収益調整金	104,880,505	2,084.21																																			
D. 分配準備 積立金	41,061,782	815.98																																			
分配可能額	150,894,611	2,998.60																																			
	金額（円）	1万口当たり（円）																																			
A. 配当等収益	7,393,489	149.75																																			
B. 有価証券 売買等損益	-	-																																			
C. 収益調整金	106,569,980	2,158.63																																			
D. 分配準備 積立金	39,224,034	794.50																																			
分配可能額	153,187,503	3,102.88																																			

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

## 1．金融商品に対する取組方針

当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

## 2．金融商品の内容および金融商品に係るリスク

当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。

これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。

なお、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。

## 3．金融商品に係るリスク管理体制

ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認めた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。

売買執行体制として、運用部門内の運用チームとは分離されたトレーディング・チームが売買を執行いたします。運用チームとトレーディング・チームを分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、相互牽制体制を確立しております。

コンプライアンス体制として、法務・コンプライアンス部が、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用部門への指導・勧告を行います。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

第30期 (平成25年11月25日現在)	第31期 (平成26年5月23日現在)
<p>1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>	<p>1. 貸借対照表計上額、時価およびその差額 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引 「(その他の注記)3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。</p> <p>上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>	<p>2. 時価の算定方法 親投資信託受益証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引 「(その他の注記)3. デリバティブ取引等関係」に記載しております。</p> <p>上記以外の金銭債権および金銭債務 これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
<p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>	<p>3. 金融商品の時価等に関する事項の補足説明 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

## 1. 本報告書における開示対象ファンドの当該計算期間における元本額の変動

	第30期 自 平成25年 5月24日 至 平成25年11月25日	第31期 自 平成25年11月26日 至 平成26年 5月23日
期首元本額	512,020,940円	503,214,368円
期中追加設定元本額	40,681,472円	43,416,324円
期中一部解約元本額	49,488,044円	52,938,090円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	第30期 (平成25年11月25日現在)	第31期 (平成26年 5月23日現在)
	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	2,962,921	22,612,137
合計	2,962,921	22,612,137

## 3. デリバティブ取引等関係

ヘッジ会計が適用されていないもの

通貨関連

区分	種類	第30期（平成25年11月25日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	157,075,046	-	159,182,300	2,107,254
	カナダドル	12,282,465	-	12,480,000	197,535
	メキシコペソ	4,509,750	-	4,656,000	146,250
	ユーロ	162,470,040	-	164,892,000	2,421,960
	英ポンド	29,942,803	-	31,279,700	1,336,897
	スウェーデンクローナ	3,013,720	-	3,074,000	60,280
	デンマーククローネ	1,270,451	-	1,290,800	20,349
	ポーランドズロチ	3,532,221	-	3,575,000	42,779
	オーストラリアドル	6,531,560	-	6,479,900	51,660
	シンガポールドル	2,355,690	-	2,436,600	80,910
	南アフリカランド	2,912,160	-	2,988,000	75,840
	買建				
米ドル	4,929,375	-	5,072,500	143,125	
	合計	390,825,281	-	397,406,800	6,295,269

区分	種類	第31期（平成26年5月23日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	米ドル	148,067,910	-	147,653,500	414,410
	カナダドル	12,063,610	-	12,127,700	64,090
	メキシコペソ	4,672,260	-	4,710,000	37,740
	ユーロ	165,070,227	-	163,242,750	1,827,477
	英ポンド	32,047,680	-	32,598,300	550,620
	スウェーデンクローナ	3,141,700	-	3,086,000	55,700
	デンマーククローネ	1,327,662	-	1,302,700	24,962
	ポーランドズロチ	3,691,930	-	3,676,200	15,730
	オーストラリアドル	6,410,026	-	6,570,200	160,174
	シンガポールドル	2,407,800	-	2,438,100	30,300
南アフリカランド	2,874,660	-	2,922,000	47,340	
合計	381,775,465	-	380,327,450	1,448,015	

（注）1．時価の算定方法

1）計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算期間末日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。

計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2）計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2．換算において円未満の端数は切り捨てております。

ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

## (4) 【附属明細表】

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額 (口)	評価額 (円)	備考
親投資信託 受益証券	モルガン・スタンレー・ グローバル・ボンド・マザーファンド	345,751,337	518,004,653	
合計		345,751,337	518,004,653	

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

当該事項はデリバティブ取引等関係の注記事項として記載しております。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。



## 参考情報

ファンドは、「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の平成26年5月23日現在（以下、「計算日」という）の状況は次のとおりです。

「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は、監査意見の対象外であります。

## (1) 貸借対照表

(単位：円)

	(平成26年5月23日現在)
資産の部	
流動資産	
預金	11,434,652,358
金銭信託	371,525
コール・ローン	3,181,263,310
国債証券	223,287,690,868
地方債証券	4,532,775,886
特殊債券	7,182,396,790
社債券	12,925,491,564
派生商品評価勘定	298,994,190
未収入金	2,167,539,569
未収利息	2,902,937,868
前払費用	151,621,242
差入委託証拠金	70,292,766
流動資産合計	268,136,027,936
資産合計	268,136,027,936
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	408,438,352
未払金	7,598,149,570
未払解約金	2,470,000
流動負債合計	8,009,057,922
負債合計	8,009,057,922
純資産の部	
元本等	
元本	173,628,446,893
剰余金	
剰余金	86,498,523,121
純資産合計	260,126,970,014
負債純資産合計	268,136,027,936

(注) モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンドの計算期間は、毎年5月24日から翌年5月23日までであり、本報告書における開示対象ファンドの計算期間とは異なります。

## (2) 注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準 および評価方法	<p>組入有価証券については個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されている有価証券 金融商品取引所に上場されている有価証券は原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外貨建証券等の場合は計算日において知りうる直近の日の最終相場）で評価しております。</p> <p>計算日に当該金融商品取引所の最終相場がない場合は、当該金融商品取引所における直近の日の最終相場もしくは当該金融商品取引所における計算日または直近の日の気配相場で評価しております。</p> <p>金融商品取引所に上場されていない有価証券 当該有価証券については、原則として、日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融機関の提示する価額（ただし、売気配相場は使用しない）または、価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。</p> <p>時価が入手できなかった有価証券 適正な時価を入手できなかった場合、または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
2. デリバティブ取引等の評価基準および評価方法	<p>為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。</p> <p>時価評価にあたっては、原則として計算日において、為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は当該仲値、仲値が発表されていない場合には、発表されている先物相場のうち、受渡日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算しております。</p>
3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準	<p>外貨建資産・負債の円換算については原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建資産等の会計処理 外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。</p>

## （貸借対照表に関する注記）

	（平成26年 5月23日現在）
1．計算日における受益権総数	173,628,446,893口
2．1口当たり純資産額	1.4982円

## （金融商品に関する注記）

## 1．金融商品の状況に関する事項

<p>1．金融商品に対する取組方針</p> <p>当ファンドは「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。</p>
<p>2．金融商品の内容及び金融商品に係るリスク</p> <p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権および金銭債務であります。</p> <p>これらは、有価証券の価格変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク、解約による資金流出に伴うリスクなどの流動性リスク、および信用リスクなどに晒されております。</p> <p>なお、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。為替予約取引は為替相場の変動によるリスクを有しております。</p>
<p>3．金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>ポートフォリオ・リスク・モニタリング体制として、当社グループの横断的な組織であるグローバル・リスク・アンド・アナリシス部門がファンドのパフォーマンスおよびリスク値を分析しております。その結果、異常値を認めた場合には、当社のリスク・マネジメント委員会にその事実を報告し、詳細な調査を行うよう指示を行います。これを受けて、リスク管理規程に基づき、同委員会が当該ファンドの調査を行い、運用状況に問題があると判断した場合には、運用担当者にポートフォリオの精査を行うよう要請いたします。</p> <p>売買執行体制として、運用部門内の運用チームとは分離されたトレーディング・チームが売買を執行いたします。運用チームとトレーディング・チームを分離することにより、売買執行における効率性を追求するとともに、相互牽制体制を確立しております。</p> <p>コンプライアンス体制として、法務・コンプライアンス部が、ファンドの運用ガイドライン、社内規程、運用に係る各種関連規制および法令等の遵守状況を監視し、必要に応じて運用部門への指導・勧告を行います。</p>

## 2．金融商品の時価等に関する事項

<p>1．貸借対照表計上額、時価およびその差額</p> <p>貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。</p>
<p>2．時価の算定方法</p> <p>国債証券・地方債証券・特殊債券・社債券</p> <p>「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」に記載しております。</p> <p>デリバティブ取引</p> <p>「（その他の注記）3．デリバティブ取引等関係」に記載しております。</p> <p>上記以外の金銭債権および金銭債務</p> <p>これらの科目は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。</p>
<p>3．金融商品の時価等に関する事項の補足説明</p> <p>金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれることもあります。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。</p> <p>また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額または計算上の想定元本であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。</p>

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

(その他の注記)

## 1. 本報告書における開示対象ファンドの当計算期間における当該親投資信託の元本額の変動

(平成26年5月23日現在)	
モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・オープンの第31期計算期間における当該親投資信託の期首元本額、期中追加設定元本額および期中一部解約元本額	
期首元本額	196,212,368,507円
期中追加設定元本額	287,138,941円
期中一部解約元本額	22,871,060,555円
期末における元本の内訳	
モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・オープン	345,751,337円
モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・オープン VA(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	106,000,169,443円
モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・オープン VA-2(為替ヘッジあり)(適格機関投資家専用)	255,339,545円
モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・オープン VA-3(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	65,459,583,079円
モルガン・スタンレー 外国債券ファンド (適格機関投資家専用)	1,567,603,489円
期末元本合計	173,628,446,893円

## 2. 有価証券関係

## 売買目的有価証券

種類	(平成26年5月23日現在)
	当該親投資信託の期首(平成25年5月24日)から 計算日までの期間の損益に含まれた評価差額 (円)
国債証券	1,429,410,491
地方債証券	113,045,048
特殊債券	121,833,084
社債券	311,193,613
合計	1,353,095,010

## 3. デリバティブ取引等関係

ヘッジ会計が適用されていないもの

通貨関連

区分	種類	（平成26年5月23日現在）			
		契約額等（円）		時価（円）	評価損益（円）
			うち1年超		
市場取引 以外の 取引	為替予約取引				
	売建				
	カナダドル	2,997,361,250	-	3,031,925,000	34,563,750
	メキシコペソ	5,028,336,000	-	5,104,500,000	76,164,000
	英ポンド	673,395,370	-	680,855,000	7,459,630
	スイスフラン	1,699,710,000	-	1,707,150,000	7,440,000
	スウェーデンクローナ	9,860,772,420	-	9,744,760,000	116,012,420
	ノルウェークローネ	1,601,023,200	-	1,606,110,000	5,086,800
	デンマーククローネ	886,792,200	-	865,365,000	21,427,200
	ポーランドズロチ	6,406,794,800	-	6,424,730,000	17,935,200
	オーストラリアドル	5,689,911,011	-	5,746,396,731	56,485,720
	ニュージーランドドル	3,300,644,000	-	3,293,080,000	7,564,000
	シンガポールドル	2,024,875,000	-	2,031,750,000	6,875,000
	買建				
	米ドル	36,809,500,160	-	36,793,794,000	15,706,160
	ユーロ	4,479,189,780	-	4,456,709,000	22,480,780
ニュージーランドドル	2,062,318,359	-	2,058,067,617	4,250,742	
	合計	83,520,623,550	-	83,545,192,348	109,444,162

(注) 1. 時価の算定方法

1) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。

計算日において為替予約の受渡日（以下、「当該日」とする。）の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は、当該仲値で評価しております。

計算日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。

- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
- ・計算日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

2) 計算日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算日の対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。

ヘッジ会計が適用されているもの

該当事項はありません。

## (3) 附属明細表

## 第1 有価証券明細表

## (1) 株式

該当事項はありません。

## (2) 株式以外の有価証券

次表のとおりです。

## 第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第3 デリバティブ取引および為替予約取引の契約額等および時価の状況表

該当事項はデリバティブ取引等関係の注記事項として記載しております。

## 第4 不動産等明細表

該当事項はありません。

## 第5 商品明細表

該当事項はありません。

## 第6 商品投資等取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

## 第7 その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

## 第8 借入金明細表

該当事項はありません。

## 有価証券明細表(債券)

(平成26年5月23日現在)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	米ドル	US TREASURY	20,000,000.00	20,042,960.00	
		US TREASURY	50,000,000.00	49,922,850.00	
		US TREASURY	147,330,000.00	163,403,997.66	
		US TREASURY	34,300,000.00	37,279,812.50	
		US TREASURY	55,900,000.00	59,151,367.60	
		US TREASURY	34,000,000.00	33,946,892.00	
		US TREASURY	30,000,000.00	28,260,930.00	
		US TREASURY	30,000,000.00	17,979,330.00	
		US TREASURY	7,660,000.00	9,991,512.50	
		US TREASURY	35,000,000.00	40,583,585.00	
		US TREASURY	15,000,000.00	17,782,035.00	
	計	銘柄数: 11	459,190,000.00	478,345,272.26	
				(48,714,682,526)	
		組入時価比率: 18.7%		19.6%	
	カナダドル	CANADA	11,740,000.00	11,749,509.40	
		CANADA	12,500,000.00	12,441,875.00	
		CANADA	22,970,000.00	31,856,633.60	
	計	銘柄数: 3	47,210,000.00	56,048,018.00	
				(5,239,929,202)	
		組入時価比率: 2.0%		2.1%	
	メキシコペソ	MEXICO	144,700,000.00	149,635,138.20	
		MEXICO	610,000,000.00	643,809,860.00	
		MEXICO	255,200,000.00	337,212,092.80	
	計	銘柄数: 3	1,009,900,000.00	1,130,657,091.00	
				(8,932,191,018)	
		組入時価比率: 3.4%		3.6%	
	ユーロ	BELGIUM KINGDOM	25,700,000.00	27,553,278.40	
		BELGIUM KINGDOM	40,000,000.00	44,448,000.00	
		FRANCE	20,130,000.00	22,470,092.37	
		FRANCE	25,000,000.00	29,353,650.00	
		FRANCE	34,800,000.00	49,040,160.00	
		FRANCE	11,000,000.00	14,651,868.00	
		GERMANY	6,800,000.00	9,859,156.80	
		GERMANY	55,000,000.00	72,292,550.00	
		ITALY	28,100,000.00	28,791,850.10	
		ITALY	31,100,000.00	31,840,117.80	
		ITALY	75,220,000.00	84,215,935.90	
		ITALY	21,000,000.00	23,210,523.00	
		ITALY	27,430,000.00	30,458,985.18	
		ITALY	27,440,000.00	35,755,143.20	
		ITALY	15,000,000.00	18,907,800.00	
		ITALY	26,210,000.00	32,267,655.20	
		ITALY	25,000,000.00	28,201,300.00	
		NETHERLANDS	29,600,000.00	31,658,916.80	
		SPAIN	17,500,000.00	18,194,645.00	
		SPAIN	20,000,000.00	22,103,000.00	



種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ユーロ	SPAIN	21,000,000.00	23,357,670.00	
		SPAIN	28,000,000.00	32,477,200.00	
		SPAIN	8,000,000.00	9,074,400.00	
		SPAIN	10,000,000.00	10,355,320.00	
	計	銘柄数： 24	629,030,000.00	730,539,217.75	
				(101,508,424,306)	
		組入時価比率： 39.0%		40.9%	
	英ポンド	UK TREASURY	44,000,000.00	44,727,848.00	
		UK TREASURY	25,600,000.00	28,053,734.40	
		UK TREASURY	8,000,000.00	8,924,072.00	
		UK TREASURY	14,700,000.00	17,744,502.30	
		UK TREASURY	23,540,000.00	26,793,816.50	
		UK TREASURY	7,700,000.00	8,835,765.40	
	計	銘柄数： 6	123,540,000.00	135,079,738.60	
				(23,189,138,725)	
		組入時価比率： 8.9%		9.4%	
	スウェーデンクローナ	SWEDEN	177,800,000.00	186,474,506.40	
		SWEDEN	87,000,000.00	95,169,474.00	
		SWEDEN	117,000,000.00	133,999,749.00	
		SWEDEN	116,000,000.00	131,966,588.00	
	計	銘柄数： 4	497,800,000.00	547,610,317.40	
				(8,455,103,300)	
		組入時価比率： 3.3%		3.4%	
	ノルウェークローネ	NORWAY	53,200,000.00	55,007,629.60	
		NORWAY	48,500,000.00	52,105,490.00	
		NORWAY	130,000,000.00	145,216,500.00	
	計	銘柄数： 3	231,700,000.00	252,329,619.60	
				(4,317,359,791)	
		組入時価比率： 1.7%		1.7%	
	デンマーククローネ	DENMARK	39,500,000.00	41,809,960.00	
		DENMARK	78,000,000.00	120,382,158.00	
	計	銘柄数： 2	117,500,000.00	162,192,118.00	
				(3,020,017,237)	
		組入時価比率： 1.2%		1.2%	
	ポーランドズロチ	POLAND	45,420,000.00	47,646,942.60	
		POLAND	43,400,000.00	45,225,881.40	
		POLAND	59,000,000.00	62,083,930.00	
		POLAND	50,500,000.00	54,220,486.50	
		POLAND	56,000,000.00	57,341,424.00	
	計	銘柄数： 5	254,320,000.00	266,518,664.50	
				(8,912,384,140)	
		組入時価比率： 3.4%		3.6%	
	オーストラリアドル	AUSTRALIA	33,000,000.00	35,894,826.00	
	計	銘柄数： 1	33,000,000.00	35,894,826.00	
				(3,371,242,057)	
		組入時価比率： 1.3%		1.4%	
	ニュージーランドドル	NEW ZEALAND	41,000,000.00	38,605,600.00	
	計	銘柄数： 1	41,000,000.00	38,605,600.00	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
国債証券	ニュージーランドドル			(3,366,022,264)	
		組入時価比率：	1.3%	1.4%	
	シンガポールドル	SINGAPORE	34,500,000.00	34,965,784.50	
	計	銘柄数：	1	34,965,784.50	
				(2,843,417,595)	
		組入時価比率：	1.1%	1.1%	
	南アフリカランド	SOUTH AFRICA	72,700,000.00	71,866,058.30	
		SOUTH AFRICA	75,700,000.00	72,070,866.30	
	計	銘柄数：	2	143,936,924.60	
				(1,417,778,707)	
		組入時価比率：	0.5%	0.6%	
	小計			223,287,690,868	
				(223,287,690,868)	
地方債証券	米ドル	ONTARIO PROVINCE	19,000,000.00	19,038,247.00	
		ONTARIO PROVINCE	20,000,000.00	20,377,480.00	
		ONTARIO PROVINCE	5,000,000.00	5,093,070.00	
	計	銘柄数：	3	44,508,797.00	
				(4,532,775,886)	
		組入時価比率：	1.7%	1.8%	
	小計			4,532,775,886	
				(4,532,775,886)	
特殊債券	米ドル	FGLMC 6%	2,813,019.72	3,102,814.19	
		FHLMC 7%	1,713,196.56	1,963,465.45	
		FNCL 6%	853,122.38	919,026.93	
		FNCL 6%	554,114.71	601,595.69	
		FNCL 6%	423,998.34	464,007.24	
	計	銘柄数：	5	7,050,909.50	
				(718,064,623)	
		組入時価比率：	0.3%	0.3%	
	ユーロ	EUROPEAN UNION	16,000,000.00	16,835,632.00	
		NEDER WATERSCHAPSBANK	10,000,000.00	10,572,500.00	
	計	銘柄数：	2	27,408,132.00	
				(3,808,359,941)	
		組入時価比率：	1.5%	1.5%	
	オーストラリアドル	EUROPEAN INVT BK	13,800,000.00	15,607,234.20	
		INTER AMERICAN DEVELOPME	5,000,000.00	5,675,160.00	
		KFW	6,800,000.00	6,996,696.80	
	計	銘柄数：	3	28,279,091.00	
				(2,655,972,226)	
		組入時価比率：	1.0%	1.1%	
	小計			7,182,396,790	
				(7,182,396,790)	
社債券	米ドル	ANZ NEW ZEALAND INTL/LDN	3,000,000.00	3,092,193.00	
		BARCLAYS BANK PLC	5,000,000.00	5,029,110.00	
		DEPFA ACS BANK	25,100,000.00	28,201,406.20	
		DEUTSCHE BK LONDON	4,000,000.00	4,566,420.00	
		GENERAL ELECTRIC	10,000,000.00	11,334,300.00	
		GOLDMAN SACHS GROUP	5,200,000.00	5,916,185.60	

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
社債券	米ドル	HBOS TSY SRVCS	39,020,000.00	43,348,059.38	
		MET LIFE GLOB FUNDING	5,000,000.00	5,066,450.00	
	計	銘柄数： 8	96,320,000.00	106,554,124.18	
				(10,851,472,006)	
		組入時価比率： 4.2%		4.4%	
	ユーロ	TORONTO DOMINION BANK	5,000,000.00	5,241,040.00	
	計	銘柄数： 1	5,000,000.00	5,241,040.00	
				(728,242,508)	
		組入時価比率： 0.3%		0.3%	
	オーストラリアドル	RABOBANK NEDERLAND AU	5,000,000.00	5,070,015.00	
		RABOBANK NEDERLAND AU	9,000,000.00	9,258,957.00	
	計	銘柄数： 2	14,000,000.00	14,328,972.00	
				(1,345,777,050)	
		組入時価比率： 0.5%		0.5%	
	小計			12,925,491,564	
				(12,925,491,564)	
	合計			247,928,355,108	
				(247,928,355,108)	

(注1) 通貨種類毎の計欄の( )内は、邦貨換算額であります。

(注2) 種類毎の小計欄および合計金額欄の( )は、外貨建有価証券に関わるもので、内書であります。

(注3) 比率は左より組入時価の純資産に対する比率、および各計欄の合計金額に対する比率であります。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(平成26年6月30日現在)

種類	金額
資産総額	534,775,316円
負債総額	1,197,493円
純資産総額( - )	533,577,823円
発行済口数	498,115,946口
1口当たり純資産額( / )	1.0712円

(参考情報)「モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・マザーファンド」の現況

## 純資産額計算書

(平成26年6月30日現在)

種類	金額
資産総額	261,909,707,815円
負債総額	402,377,072円
純資産総額( - )	261,507,330,743円
発行済口数	173,275,206,052口
1口当たり純資産額( / )	1.5092円

## 第三部【委託会社等の情報】

「第三部 委託会社等の情報」については以下の通り更新・訂正します。以下は更新・訂正後の記載です。

### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

##### (1) 資本金の額

平成26年6月末日現在の委託会社の資本金の額は、9億9,000万円です。

委託会社が発行する株式の総数は1万8,000株、うち発行済株式総数は4,502株です。

最近5年間における資本金の増減：該当事項はありません。

##### (2) 委託会社の機構

###### 会社の意思決定機構

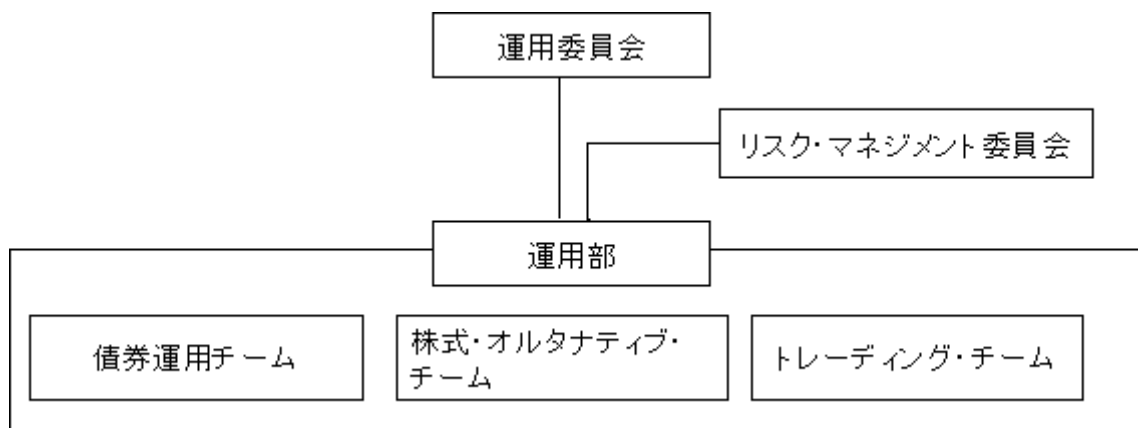
委託会社は最低3名で構成される取締役会により運営されます。取締役は委託会社の株主であることを要しません。取締役は株主総会において株主によって選任され、その任期は就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結のときまでとします。ただし、補欠のため選任された取締役の任期は、前任者の残存期間とします。

取締役会は、取締役の中から代表取締役1名を選任します。また、取締役会は、その互選により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選出することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長がこれにあたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決めます。

###### 投資運用の意思決定機構



委託会社の運用部は3つのチームにより構成されており、各チームの主な担当業務は次のとおりです。

債券運用チーム

債券

株式・オルタナティブ・チーム

外国株式、リートおよびオルタナティブ

トレーディング・チーム

売買執行

債券運用商品のうち、グローバル債券型運用商品については、債券運用チームがグローバル債券チームの一員として基本方針を策定し、運用計画を立案、実行します。国内債券型運用商品については、債券運用チームが運用の基本方針を策定し、運用計画を立案、実行します。

株式運用商品（リートを含む）については、運用の基本方針の策定、運用計画の立案はグループ海外運用拠点が先行し、実行は株式・オルタナティブ・チームの株式運用担当が先行します。また、株式・オルタナティブ・チームのオルタナティブ運用担当が、リート以外の商品、ファンド・オブ・ヘッジファンズおよびプライベート・エクイティ等への投資を担当します。

なお、委託会社では、外国債券・外国株式を中心とした一部の運用商品について、運用の指図にかか  
る権限の一部または全部をグループの海外拠点に委託しています。その場合、委託を受けたグループ  
海外運用拠点において運用の基本方針が策定され、運用計画が立案、実行されます。

ファンド・マネジャーやポートフォリオ・スペシャリストの任免等は運用委員会において行われま  
す。また、運用方針・ガイドライン等の遵守状況の確認およびパフォーマンス評価はリスク・マネジ  
メント委員会が行い、必要に応じて運用部の債券運用チーム、或いは株式・オルタナティブ・チーム  
に対してその対応を指示します。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、投信法に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定・運用および管理等を  
行っています。また、金融商品取引法に定める投資助言・代理業および投資運用業を行っています。  
委託会社の運用する親投資信託を除く証券投資信託は平成26年6月末日現在、以下の通りです。

ファンドの種類	本数	純資産総額 (単位:円)
追加型株式投資信託	21	405,500,862,563
合計	21	405,500,862,563

### 3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」により作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第20期事業年度（自平成25年4月1日 至平成26年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

科 目	第19期 平成25年3月31日			第20期 平成26年3月31日		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
<b>資 産 の 部</b>						
流 動 資 産						
預 金		4,968,238			2,431,694	
短期貸付金		-			2,001,260	
前 払 金		-			874	
前 払 費 用		1,799			23,451	
未収委託者報酬		241,309			239,277	
未 収 収 益	1	708,034			895,326	
繰延税金資産		59,424			57,812	
<b>流 動 資 産 計</b>		5,978,805	94.3		5,649,696	94.8
固 定 資 産						
有 形 固 定 資 産	2	116,926			3,340	
建 物		113,533			-	
器 具 備 品		3,393			3,340	
投資その他の資産		242,072			304,147	
繰延税金資産		242,072			304,147	
<b>固 定 資 産 計</b>		358,999	5.7		307,487	5.2
資 産 合 計		6,337,804	100.0		5,957,183	100.0
<b>負 債 の 部</b>						
流 動 負 債						
未 払 金		54,344			111,917	
未払収益分配金		1,404			1,380	
未払償還金		34,531			34,531	
未払手数料		16,772			15,538	
その他未払金		1,635			60,466	
未 払 費 用	3	555,436			637,915	
未払法人税等		208,999			167,000	
預 り 金		14,193			19,691	
賞与引当金		31,126			69,204	
<b>流 動 負 債 計</b>		864,101	13.6		1,005,729	16.9



科 目	第19期 平成25年3月31日			第20期 平成26年3月31日		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
<b>固 定 負 債</b>						
親会社株式報酬引当金		4,090			4,119	
繰延報酬引当金		8,700			13,244	
退職給付引当金		457,727			441,537	
海外受入出向社員所得税引当金		138,031			155,431	
長期未払費用		6,131			247,738	
デリバティブ負債 4		13,461			15,707	
<b>固 定 負 債 計</b>		628,142	9.9		877,778	14.7
<b>負 債 合 計</b>		1,492,243	23.5		1,883,508	31.6
<b>純 資 産 の 部</b>						
<b>株 主 資 本</b>						
資 本 金		990,000	15.6		990,000	16.6
資 本 剰 余 金						
資 本 準 備 金	765,000			765,000		
<b>資 本 剰 余 金 合 計</b>		765,000	12.1		765,000	12.8
利 益 剰 余 金						
その他利益剰余金						
繰越利益剰余金	3,090,561			2,318,675		
<b>利 益 剰 余 金 合 計</b>		3,090,561	48.8		2,318,675	38.9
<b>株 主 資 本 計</b>		4,845,561	76.5		4,073,675	68.4
<b>純 資 産 合 計</b>		4,845,561	76.5		4,073,675	68.4
<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>		6,337,804	100.0		5,957,183	100.0

## (2) 【損益計算書】

科 目	第19期 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日			第20期 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業収益						
委託者報酬		970,959			925,390	
投資顧問料	1	1,860,221			2,542,454	
その他営業収益	2	2,174,459			2,828,979	
<b>営業収益計</b>		<b>5,005,640</b>	<b>100.0</b>		<b>6,296,824</b>	<b>100.0</b>
営業費用						
支払手数料		123,531			105,000	
広告宣伝費		36,291			38,234	
公告費		1,140			1,140	
調査費		2,217,904			2,859,221	
調査費	18,711			13,648		
委託調査費	2,199,192			2,845,573		
委託計算費		93,908			100,291	
外部委託費		28,778			20,349	
営業雑経費		27,899			21,774	
通信費	2,961			1,911		
印刷費	10,061			7,379		
諸会費	6,399			6,989		
その他	8,477			5,493		
<b>営業費用計</b>		<b>2,529,454</b>	<b>50.5</b>		<b>3,146,011</b>	<b>50.0</b>
一般管理費						
給料		987,584			1,184,066	
役員報酬	78,678			105,214		
給料・手当	844,858			893,688		
賞与	57,720			185,162		
出向者負担金	6,326			-		
賞与引当金繰入額		31,126			69,204	
親会社株式報酬引当金繰入額		5,392			4,517	
繰延報酬引当金繰入額		12,569			11,569	
海外受入出向社員所得税引当金戻入額		83,988			20,254	

科 目	第19期 自 平成24年4月 1日 至 平成25年3月31日			第20期 自 平成25年4月 1日 至 平成26年3月31日		
	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
交 際 費		3,167			2,774	
旅 費 交 通 費		21,824			28,466	
租 税 公 課		16,367			17,764	
不 動 産 賃 借 料		271,605			456,959	
退 職 給 付 費 用		99,238			57,621	
固 定 資 産 減 価 償 却 費		113,526			113,586	
器 具 備 品 費		86,370			98,986	
経 営 指 導 料		50,668			126,370	
事 務 委 託 費		290,776			415,557	
諸 経 費		140,847			173,872	
<b>一 般 管 理 費 計</b>		<b>2,047,077</b>	<b>40.9</b>		<b>2,741,063</b>	<b>43.5</b>
<b>営 業 利 益</b>		<b>429,108</b>	<b>8.6</b>		<b>409,749</b>	<b>6.5</b>
営 業 外 収 益						
受 取 利 息		-			15,533	
時効後収益分配金償還金		1,194			338	
法人税等還付加算金		11,440			-	
為 替 差 益		2,820			-	
雑 益		827			392	
<b>営 業 外 収 益 計</b>		<b>16,282</b>	<b>0.3</b>		<b>16,263</b>	<b>0.3</b>
営 業 外 費 用						
為 替 差 損		-			4,079	
デリバティブ等損失	3	612			3,105	
雑 損		307			365	
<b>営 業 外 費 用 計</b>		<b>920</b>	<b>0.0</b>		<b>7,550</b>	<b>0.1</b>
<b>経 常 利 益</b>		<b>444,470</b>	<b>8.9</b>		<b>418,462</b>	<b>6.6</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>444,470</b>	<b>8.9</b>		<b>418,462</b>	<b>6.6</b>
法人税、住民税及び事業税	201,000			250,810		
法 人 税 等 調 整 額	90,334	110,665	2.2	60,462	190,347	3.0
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>333,805</b>	<b>6.7</b>		<b>228,114</b>	<b>3.6</b>

## （３）【株主資本等変動計算書】

第19期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	990,000	765,000	765,000	2,756,756	2,756,756	4,511,756	4,511,756
当事業年度の変動額							
当期純利益	-	-	-	333,805	333,805	333,805	333,805
当事業年度の変動額合計	-	-	-	333,805	333,805	333,805	333,805
当期末残高	990,000	765,000	765,000	3,090,561	3,090,561	4,845,561	4,845,561

第20期 自平成25年4月1日 至平成26年3月31日

（単位：千円）

	株 主 資 本						純資産合計
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計	
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	990,000	765,000	765,000	3,090,561	3,090,561	4,845,561	4,845,561
当事業年度の変動額							
当期純利益	-	-	-	228,114	228,114	228,114	228,114
剰余金の配当	-	-	-	1,000,000	1,000,000	1,000,000	1,000,000
当事業年度の変動額合計	-	-	-	771,886	771,886	771,886	771,886
当期末残高	990,000	765,000	765,000	2,318,675	2,318,675	4,073,675	4,073,675

[次へ](#)

## 重要な会計方針

項 目	第 20 期 自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	デリバティブ 時価法
2. 固定資産の減価償却の方法	有形固定資産 定額法を採用しております。なお、前事業年度において、株式会社モルガン・スタンレー・トーキョー・プロパティーズ（現モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社）から建物附属設備を取得しており、当該建物附属設備については、オフィス移転完了時点の平成26年2月に処分されたため、取得から処分までの月数に基づいて減価償却しております。
3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しています。
4. 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、回収不能見込額を計上することとしています。当期においては、過去に貸倒実績がないことから、貸倒引当金の計上はありません。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする簡便法）を計上しています。また、一部従業員を対象に追加退職金制度要支給額も計上しています。</p> <p>(3) 賞与引当金 従業員の賞与の支給にあてるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しています。</p> <p>(4) 親会社株式報酬引当金 親会社株式報酬の支払いに備えるため、親会社株式報酬引当金規程に基づき、支払義務のうち当事業年度末までに発生した額を引当金として計上しています。</p> <p>(5) 繰延報酬引当金 繰延報酬の支払いに備えるため、繰延報酬引当金規程に基づき、支払義務のうち当事業年度末までに発生した額を引当金として計上しています。</p> <p>(6) 海外受入出向社員所得税引当金 海外からの出向社員に対する所得税の調整額の支払いに備えるため、当事業年度末までに発生した額を引当金として計上しています。</p>
5. 収益の計上基準	投資顧問料収入には、基本報酬と成功報酬が含まれております。基本報酬は主に顧客との投資顧問契約で定める受託資産額、投資顧問報酬率、計算期間により算出された金額を、成功報酬は顧客との投資顧問契約で定める計算方法により報酬金額確定時にその報酬金額を収益として計上しています。
6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税抜方式によっております。ただし、資産に係る控除対象外の消費税及び地方消費税は、発生事業年度の期間費用として処理しています。

## 注記事項

## （貸借対照表関係）

第 19 期 平成 25 年 3 月 31 日	第 20 期 平成 26 年 3 月 31 日
<p>1. 未収収益のうち、未収運用受託報酬は408,065千円で、未収投資助言報酬は270,060千円です。</p> <p>2. 有形固定資産の減価償却累計額は、建物120,591千円で、器具備品1,012千円です。</p> <p>3. 関係会社に対する資産及び負債 流動負債 未払費用 89,147千円</p> <p>4. デリバティブ負債は繰延報酬にかかる時価評価の変動をヘッジする目的で当社グループ会社に対しトータルリターンスワップ取引を行うことを委任し、そのグループ会社からヘッジ損益および手数料の配賦を受けたものです。</p>	<p>1. 未収収益のうち、未収運用受託報酬は560,545千円で、未収投資助言報酬は301,897千円です。</p> <p>2. 該当なし</p> <p>3. 関係会社に対する資産及び負債 流動負債 短期貸付金 2,001,260千円 未払費用 310,144千円</p> <p>4. 同左</p>

## （損益計算書関係）

第 19 期 自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日	第 20 期 自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日
<p>1. 投資顧問料のうち、運用受託報酬は1,381,439千円で、投資助言報酬は478,782千円です。</p> <p>2. その他営業収益は主に関連当事者に対してその運用業務のサポート等のサービスを提供したことによる収益でその金額は2,147,182千円です。</p> <p>3. 営業外費用のうち、デリバティブ等損失は繰延報酬にかかる時価評価の変動をヘッジする目的で当社グループ会社に対しトータルリターンスワップ取引を行うことを委任し、そのグループ会社から受けたヘッジ損益および手数料の配賦です。</p>	<p>1. 投資顧問料のうち、運用受託報酬は1,950,193千円で、投資助言報酬は592,260千円です。</p> <p>2. その他営業収益は主に関連当事者に対してその運用業務のサポート等のサービスを提供したことによる収益でその金額は2,803,353千円です。</p> <p>3. 同左</p>

(株主資本等変動計算書関係)

第 19 期				
自 平成 24 年 4 月 1 日				
至 平成 25 年 3 月 31 日				
発行済株式に関する事項				
株式の種類	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)
普通株式	4,502	-	-	4,502

第 20 期						
自 平成 25 年 4 月 1 日						
至 平成 26 年 3 月 31 日						
1. 発行済株式に関する事項						
株式の種類	当期首株式数(株)	当期増加株式数(株)	当期減少株式数(株)	当期末株式数(株)		
普通株式	4,502	-	-	4,502		
2. 配当に関する事項						
決議	株式の種類	配当の原資	配当金の金額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成25年6月25日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,000百万円	222,124円	2013/3/31	2013/6/26

## （金融商品関係）

## 1. 金融商品の状況に関する事項

## (1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達は親会社と行います。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬は委託者報酬によるもので、未収収益は主に投資顧問報酬によるもので、いずれも顧客の信用リスクに晒されており、また、未収収益の一部は海外の関連会社への外貨建ての債権で、為替の変動リスクに晒されており、未払金は主に支払手数料によるものです。未払費用は主に関連会社に対するものです。すべて短期間で決済されます。未払費用の一部には海外の関連会社との外貨建ての債務があり、為替の変動リスクに晒されており、デリバティブ取引は繰延報酬に係る時価評価の変動をヘッジする目的で当社グループ会社に対しトータルリターンズスワップを行うことを委任し、そのグループ会社から受けたヘッジ損益及び手数料の配賦を受けるものです。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## 信用リスクの管理

当社は、社内管理に従い、新規顧客にともなう信用リスクの軽減を図っております。

## 市場リスクの管理

当社は、海外の関連会社との外貨建ての債権債務にともなう為替リスクに対して、毎日、日々の残高に基づきヘッジしております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度（平成25年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	4,968,238	4,968,238	-
(2) 未収委託者報酬	241,309	241,309	-
(3) 未収収益	708,034	708,034	-
資産計	5,917,582	5,917,582	-
(1) 未払金	54,344	54,344	-
(2) 未払費用	555,436	555,436	-
(3) 未払法人税等	208,999	208,999	-
負債計	818,780	818,780	-
デリバティブ取引	13,461	13,461	-

当事業年度（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 預金	2,431,694	2,431,694	-
(2) 未収収益	895,326	895,326	-
(3) 未収委託者報酬	239,277	239,277	-
(4) 短期貸付金	2,001,260	2,001,260	-
資産計	5,567,557	5,567,557	-
(1) 未払金	111,917	111,917	-
(2) 未払費用	637,915	637,915	-
(3) 未払法人税等	167,000	167,000	-
(4) 長期未払費用	247,738	200,266	47,472
負債計	1,164,570	1,117,098	47,472
デリバティブ取引	15,707	15,707	-

## (注1) 金融商品の時価の算定方法

預金、未収収益、未収委託者報酬、短期貸付金、未払金、未払費用、未払法人税等はすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引はデリバティブ取引に関する注記をご参照ください。

長期未払費用は、将来キャッシュフローを残存期間及び信用リスクを加味した適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

## (注2) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については で表示しております。

## (注3) 金銭債権の決算日後の償還予定額

金銭債権（預金、未収委託者報酬、未収収益および短期貸付金）はすべて1年以内に償還予定であります。



## (デリバティブ取引関係)

第 19 期 平成 25 年 3 月 31 日				
1. ヘッジ会計が適用されていないもの				
(単位：千円)				
区分	デリバティブ取引の種類	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	トータルリターンスワップ	24,705	13,461	612
合計		24,705	13,461	612
(注) 時価の算定方法については当社グループ会社から提示された金額によっております。				
2. ヘッジ会計が適用されているもの 該当事項はありません。				

第 20 期 平成 26 年 3 月 31 日				
1. ヘッジ会計が適用されていないもの				
(単位：千円)				
区分	デリバティブ取引の種類	契約額等	時価	評価損益
市場取引以外の取引	トータルリターンスワップ	52,868	15,707	3,105
合計		52,868	15,707	3,105
(注) 時価の算定方法については当社グループ会社から提示された金額によっております。				
2. ヘッジ会計が適用されているもの 該当事項はありません。				

## (退職給付関係)

第 19 期 自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日	第 20 期 自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日												
採用している退職給付制度の概要 1. 当社は、確定拠出型適格退職年金制度及び退職一時金制度を採用しています。また、一部従業員を対象に追加退職金制度を設けています。	採用している退職給付制度の概要 1. 同 左												
2. 退職給付債務に関する事項	2. 退職給付債務に関する事項												
<table border="1"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>457,727千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産残高</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>457,727千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	457,727千円	年金資産残高	-	退職給付引当金	457,727千円	<table border="1"> <tr> <td>退職給付債務</td> <td>441,537千円</td> </tr> <tr> <td>年金資産残高</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金</td> <td>441,537千円</td> </tr> </table>	退職給付債務	441,537千円	年金資産残高	-	退職給付引当金	441,537千円
退職給付債務	457,727千円												
年金資産残高	-												
退職給付引当金	457,727千円												
退職給付債務	441,537千円												
年金資産残高	-												
退職給付引当金	441,537千円												
3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 99,238千円	3. 退職給付費用に関する事項 退職給付費用 57,621千円												

## (親会社株式報酬関係)

第 19 期		
自 平成 24 年 4 月 1 日		
至 平成 25 年 3 月 31 日		
1. 親会社株式報酬引当金に係る当事業年度における費用計上額及び科目名 一般管理費の親会社株式報酬引当金繰入額 5,392千円		
2. 親会社株式報酬引当金の内容、規模及びその変動状況 引当金の対象となった親会社株式報酬制度の概要は次の通り		
親会社株式報酬の内容		
親会社株式報酬（ストックユニット型）の内容		
	平成 21 年	平成 22 年
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び従業員 17名	当社の取締役及び従業員 14名
株式の種類及び付与数(株)	親会社株式 19,465株	親会社株式 1,992株
付与日	平成22年1月21日	平成23年1月21日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として、 平成24年2月2日までに50% 平成25年2月2日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として、 平成25年2月2日までに50% 平成26年2月2日までに50%
対象勤務期間	平成22年1月21日から各権利確定日まで	平成23年1月21日から各権利確定日まで
交付日	平成24年2月2日までに50% 平成25年2月2日までに50%	平成25年2月2日までに50% 平成26年2月2日までに50%
付与日における公正な評価単価(USドル)	29.3246	29.8899
	平成 23 年	平成 24 年
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び従業員 10名	当社の取締役及び従業員 8名
株式の種類及び付与数(株)	親会社株式 2,571株	親会社株式 1,321株
付与日	平成24年1月20日	平成25年1月22日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として、 平成26年2月2日までに50% 平成27年2月2日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として、 平成26年1月27日までに3分の1 平成27年1月26日までに3分の1 平成28年1月25日までに3分の1
対象勤務期間	平成24年1月20日から各権利確定日まで	平成25年1月22日から各権利確定日まで
交付日	平成26年2月2日までに50% 平成27年2月2日までに50%	平成26年1月27日までに3分の1 平成27年1月26日までに3分の1 平成28年1月25日までに3分の1
付与日における公正な評価単価(USドル)	18.1590	22.5372

第 19 期  
自 平成 24 年 4 月 1 日  
至 平成 25 年 3 月 31 日

## 親会社株式報酬(ストックオプション型)の内容

	平成 15 年	平成 18 年
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び従業員 8名	当社の取締役及び従業員 6名
株式の種類及び付与数(株)	親会社株式 18,932株	親会社株式 5,173株
付与日	平成15年11月28日	平成18年12月12日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として、 平成18年1月2日までに50% 平成19年1月2日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として、 平成21年1月2日までに50% 平成22年1月2日までに50%
対象勤務期間	平成15年11月28日から各権利確定日まで	平成18年12月12日から各権利確定日まで
権利行使期間	平成18年1月2日から平成26年1月2日まで	平成21年1月2日から平成28年12月12日まで

## 親会社株式報酬の規模及び変動状況

## 付与される親会社株式報酬の数

## 親会社株式報酬(ストックユニット型)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
権利確定前				
期首(株)	9,515	1,939	2,571	-
増加(株)	-	-	-	1,321
失効(株)	-	-	42	-
権利確定(株)	-	966	-	-
未確定残(株)	9,515	973	2,529	1,321
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
増加(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	9,515	966	-	-
失効(株)	-	-	-	-
交付(株)	9,515	966	-	-
未交付残(株)	-	-	-	-

## 親会社株式報酬(ストックオプション型)

	平成 15 年	平成 18 年
権利確定前		
期首(株)	-	-
増加(株)	-	-
失効(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	-	-
権利確定後		
期首(株)	16,944	4,395
増加(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
失効(株)	-	-
権利行使(株)	-	-
未行使残(株)	16,944	4,395

第 19 期  
自 平成 24 年 4 月 1 日  
至 平成 25 年 3 月 31 日

単価情報

親会社株式報酬(ストックユニット型)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
本事業年度末 (USドル)	21.98	21.98	21.98	21.98

親会社株式報酬(ストックオプション型)

	平成 15 年	平成 18 年
権利行使価格 (USドル)	55.4472	78.4000
行使時平均価格 (USドル)	-	-
公正な評価単価 (付与日)(USドル)	17.2008	19.1196

3. 公正な評価単価の見積方法

親会社株式報酬(ストックユニット型)

当事業年度末の親会社株式の株価を公正な評価単価としております。

親会社株式報酬(ストックオプション型)

ブラック・ショールズモデルによる単価を公正な評価単価としております。

4. 権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 親会社株式報酬の条件変更の状況

親会社株式報酬(ストックユニット型)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
条件変更の状況	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

親会社株式報酬(ストックオプション型)

	平成 15 年	平成 18 年
条件変更の状況	該当なし	該当なし

## 第 20 期

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

## 1. 親会社株式報酬引当金に係る当事業年度における費用計上額及び科目名

一般管理費の親会社株式報酬引当金繰入額 4,517千円

## 2. 親会社株式報酬引当金の内容、規模及びその変動状況

引当金の対象となった親会社株式報酬制度の概要は次の通り

## 親会社株式報酬の内容

## 親会社株式報酬（ストックユニット型）の内容

	平成 22 年	平成 23 年
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び従業員 14名	当社の取締役及び従業員 10名
株式の種類及び付与数(株)	親会社株式 1,992株	親会社株式 2,571株
付与日	平成23年1月21日	平成24年1月20日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 平成25年2月2日までに50% 平成26年2月2日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 平成26年2月2日までに50% 平成27年2月2日までに50%
対象勤務期間	平成23年1月21日から各権利確定日まで	平成24年1月20日から各権利確定日まで
交付日	平成25年2月2日までに50% 平成26年2月2日までに50%	平成26年2月2日までに50% 平成27年2月2日までに50%
付与日における公正な評価単価(USドル)	29.8899	18.1590

	平成 24 年	平成 25 年
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び従業員 8名	当社の取締役及び従業員 13名
株式の種類及び付与数(株)	親会社株式 1,321株	親会社株式 4,202株
付与日	平成25年1月22日	平成26年1月21日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 平成27年1月26日までに50% 平成28年1月25日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 平成28年1月25日までに50% 平成29年1月23日までに50%
対象勤務期間	平成25年1月22日から各権利確定日まで	平成26年1月21日から各権利確定日まで
交付日	平成27年1月26日までに50% 平成28年1月25日までに50%	平成28年1月25日までに50% 平成29年1月23日までに50%
付与日における公正な評価単価(USドル)	22.5372	32.8077

第 20 期  
自 平成 25 年 4 月 1 日  
至 平成 26 年 3 月 31 日

## 親会社株式報酬(ストックオプション型)の内容

	平成15年	平成18年
付与対象者の区分及び人数(名)	当社の取締役及び従業員 8名	当社の取締役及び従業員 6名
株式の種類及び付与数(株)	親会社株式 18,932株	親会社株式 5,173株
付与日	平成15年11月28日	平成18年12月12日
権利確定条件	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 平成18年1月2日までに50% 平成19年1月2日までに50%	付与日以降、権利確定日まで継続して勤務していることを条件として 平成21年1月2日までに50% 平成22年1月2日までに50%
対象勤務期間	平成15年11月28日から各権利確定日まで	平成18年12月12日から各権利確定日まで
権利行使期間	平成18年1月2日から平成26年1月2日まで	平成21年1月2日から平成28年12月12日まで

親会社株式報酬の規模及び変動状況  
付与される親会社株式報酬の数

## 親会社株式報酬(ストックユニット型)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
権利確定前				
期首(株)	973	2,529	1,321	-
増加(株)	-	-	-	4,202
失効(株)	-	-	400	-
権利確定(株)	973	1,728	-	-
未確定残(株)	-	801	921	4,202
権利確定後				
期首(株)	-	-	-	-
増加(株)	-	-	-	-
権利確定(株)	973	1,728	-	-
失効(株)	214	931	-	-
交付(株)	759	797	-	-
未交付残(株)	-	-	-	-

## 親会社株式報酬(ストックオプション型)

	平成15年	平成18年
権利確定前		
期首(株)	-	-
増加(株)	-	-
失効(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
未確定残(株)	-	-
権利確定後		
期首(株)	16,944	4,395
増加(株)	-	-
権利確定(株)	-	-
失効(株)	16,944	-
権利行使(株)	-	-
未行使残(株)	-	4,395

第 20 期  
自 平成 25 年 4 月 1 日  
至 平成 26 年 3 月 31 日

単価情報

親会社株式報酬(ストックユニット型)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
本事業年度末 (USドル)	31.17	31.17	31.17	31.17

親会社株式報酬(ストックオプション型)

	平成15年	平成18年
権利行使価格 (USドル)	55.4472	78.4000
行使時平均価格 (USドル)	-	-
公正な評価単価 (付与日)(USドル)	17.2008	19.1196

3. 公正な評価単価の見積方法

親会社株式報酬(ストックユニット型)

当事業年度末の親会社株式の株価を公正な評価単価としております。

親会社株式報酬(ストックオプション型)

ブラック・ショールズモデルによる単価を公正な評価単価としております。

4. 権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. 親会社株式報酬の条件変更の状況

親会社株式報酬(ストックユニット型)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
条件変更の状況	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

親会社株式報酬(ストックオプション型)

	平成15年	平成18年
条件変更の状況	該当なし	該当なし

(税効果会計関係)

第 19 期 平成 25 年 3 月 31 日	第 20 期 平成 26 年 3 月 31 日																																																																								
<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(流動の部)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">11,831千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">33,442千円</td> </tr> <tr> <td>繰越欠損金</td> <td style="text-align: right;">14,063千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">86千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">59,424千円</td> </tr> </table> <p>(固定の部)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">164,645千円</td> </tr> <tr> <td>親会社株式報酬引当金</td> <td style="text-align: right;">1,552千円</td> </tr> <tr> <td>繰延報酬引当金</td> <td style="text-align: right;">3,296千円</td> </tr> <tr> <td>海外受入出向社員所得税引当金</td> <td style="text-align: right;">52,465千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">20,111千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">242,072千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">38.01%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1.09%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割額</td> <td style="text-align: right;">0.52%</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産に係る税率の変更</td> <td style="text-align: right;">0.41%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当金戻入</td> <td style="text-align: right;">15.33%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.21%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">24.90%</td> </tr> </table>	賞与引当金	11,831千円	未払費用	33,442千円	繰越欠損金	14,063千円	その他	86千円	繰延税金資産合計	59,424千円	退職給付引当金	164,645千円	親会社株式報酬引当金	1,552千円	繰延報酬引当金	3,296千円	海外受入出向社員所得税引当金	52,465千円	減価償却費	20,111千円	繰延税金資産合計	242,072千円	法定実効税率	38.01%	(調整)		役員賞与等永久に損金に算入されない項目	1.09%	住民税均等割額	0.52%	繰延税金資産に係る税率の変更	0.41%	評価性引当金戻入	15.33%	その他	0.21%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.90%	<p>1. 繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳</p> <p>(流動の部)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">24,664千円</td> </tr> <tr> <td>未払費用</td> <td style="text-align: right;">20,673千円</td> </tr> <tr> <td>未払事業税</td> <td style="text-align: right;">12,474千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">57,812千円</td> </tr> </table> <p>(固定の部)</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">退職給付引当金</td> <td style="text-align: right;">157,363千円</td> </tr> <tr> <td>親会社株式報酬引当金</td> <td style="text-align: right;">1,468千円</td> </tr> <tr> <td>繰延報酬引当金</td> <td style="text-align: right;">4,720千円</td> </tr> <tr> <td>海外受入出向社員所得税引当金</td> <td style="text-align: right;">55,395千円</td> </tr> <tr> <td>長期未払費用</td> <td style="text-align: right;">85,199千円</td> </tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">304,147千円</td> </tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の重要な差異の原因となった主要な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">38.01%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>役員賞与等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">3.30%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割額</td> <td style="text-align: right;">0.50%</td> </tr> <tr> <td>税率変更による期末繰延税金資産の減額修正</td> <td style="text-align: right;">3.60%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">0.07%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">45.49%</td> </tr> </table> <p>3. 法定実効税率の変更による繰延税金資産の金額の修正</p> <p>「所得税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律10号）が平成26年3月31日に公布され、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から復興特別法人税が課されないことになりました。</p> <p>これに伴い、繰延税金資産の計算に使用する法定実効税率は、平成26年4月1日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については、従来の38.01%から35.64%になります。</p> <p>この税率変更により、繰延税金資産の金額は15,064千円減少し、法人税等調整額が同額増加しています。</p>	賞与引当金	24,664千円	未払費用	20,673千円	未払事業税	12,474千円	繰延税金資産合計	57,812千円	退職給付引当金	157,363千円	親会社株式報酬引当金	1,468千円	繰延報酬引当金	4,720千円	海外受入出向社員所得税引当金	55,395千円	長期未払費用	85,199千円	繰延税金資産合計	304,147千円	法定実効税率	38.01%	(調整)		役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.30%	住民税均等割額	0.50%	税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.60%	その他	0.07%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.49%
賞与引当金	11,831千円																																																																								
未払費用	33,442千円																																																																								
繰越欠損金	14,063千円																																																																								
その他	86千円																																																																								
繰延税金資産合計	59,424千円																																																																								
退職給付引当金	164,645千円																																																																								
親会社株式報酬引当金	1,552千円																																																																								
繰延報酬引当金	3,296千円																																																																								
海外受入出向社員所得税引当金	52,465千円																																																																								
減価償却費	20,111千円																																																																								
繰延税金資産合計	242,072千円																																																																								
法定実効税率	38.01%																																																																								
(調整)																																																																									
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	1.09%																																																																								
住民税均等割額	0.52%																																																																								
繰延税金資産に係る税率の変更	0.41%																																																																								
評価性引当金戻入	15.33%																																																																								
その他	0.21%																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.90%																																																																								
賞与引当金	24,664千円																																																																								
未払費用	20,673千円																																																																								
未払事業税	12,474千円																																																																								
繰延税金資産合計	57,812千円																																																																								
退職給付引当金	157,363千円																																																																								
親会社株式報酬引当金	1,468千円																																																																								
繰延報酬引当金	4,720千円																																																																								
海外受入出向社員所得税引当金	55,395千円																																																																								
長期未払費用	85,199千円																																																																								
繰延税金資産合計	304,147千円																																																																								
法定実効税率	38.01%																																																																								
(調整)																																																																									
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	3.30%																																																																								
住民税均等割額	0.50%																																																																								
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	3.60%																																																																								
その他	0.07%																																																																								
税効果会計適用後の法人税等の負担率	45.49%																																																																								

[次へ](#)



## (セグメント情報等)

第 19 期  
自 平成 24 年 4 月 1 日  
至 平成 25 年 3 月 31 日

## セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

## 1. サービスごとの情報

資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が当事業年度の損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	英国	その他	合計
2,858,457	1,265,218	610,658	271,305	5,005,640

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度の貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	1,265,218
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	610,658

## 第 20 期

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

## セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

## 関連情報

## 1. サービスごとの情報

資産運用業の区分の外部顧客に対する営業収益が当事業年度の損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

## 2. 地域ごとの情報

## (1) 営業収益

(単位：千円)

日本	米国	英国	その他	合計
3,493,471	1,703,587	799,752	300,013	6,296,824

(注1) 営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(注2) 当社は、投資信託委託会社として、約款に基づき投資信託財産から委託者報酬を得ております。そのため、投資信託からの営業収益については当該投資信託を顧客として開示しております。

## (2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が当事業年度の貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## 3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	1,542,466
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	799,752

## ( 関連当事者情報 )

第 1 9 期 自平成 2 4 年 4 月 1 日 至平成 2 5 年 3 月 3 1 日										
(1) 関連当事者との取引 親会社及び法人主要株主等										
種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都渋谷区	100万円	子会社の経営監督管理及び不動産等の賃貸管理	被所有 100%	当社への固定資産の売買および賃貸	建物附属設備の購入(注1)	237,397千円	未払費用	89,147千円
							不動産賃借料等(注2)	266,145千円		
関連会社等 該当はありません。										

第19期 自平成24年4月1日 至平成25年3月31日										
兄弟会社等										
種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社の子会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	米国 ニューヨーク州	25 千米ドル	投資 顧問業	0%	委託契約	その他営業収益(注3)	1,265,218千円	未払 費用	11,154千円
							委託調査費(注4)	1,360,594千円		
							外部委託費(注5)	10,995千円		
							経営指導料(注6)	50,668千円		
	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	10,000 千米ドル	投資 顧問業	0%	委託契約	その他営業収益(注3)	610,658千円	未収 収益	1,730千円
							委託調査費(注4)	682,688千円		
							外部委託費(注5)	15,523千円		
							事務委託費等(注7)	14,936千円		
	モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	東京都 渋谷区	621 億円	金融商品 取引業	0%	事務委託 契約	事務委託費(注7)	255,357千円	未払 費用	74,559千円
							立替費用	58,388千円		
	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	東京都 渋谷区	1,000 万円	モルガン・スタンレー・グループにおける人事関連サービスの提供	0%	当社への社員出向及び事務委託契約	出向者負担金(注8)	68,141千円	未払 費用	83,058千円
							事務委託費(注7)	172,193千円		
立替費用							177,780千円			
モルガン・スタンレー・インターナショナル・インコーポレーテッド	米国 デラウェア州	25 千米ドル	出向社員 管理業務	被所有 間接18%	当社への 社員出向	出向者負担金(注8)	28,248千円	未払 費用	88,823千円	
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	米国 デラウェア州	12,412 百万米ドル	金融業	0%	為替 ヘッジ	為替ヘッジ等(注9)	120,036千円	未払 費用	119,180千円	
取引条件及び取引条件の決定方針： (注1) 建物附属設備の購入については、一般的取引条件と同様に決定しております。 (注2) 不動産賃借料については、一般的取引条件と同様に決定しております。 (注3) その他営業収益については、一般的取引条件と同様に決定しております。 (注4) 委託調査費については、一般的取引条件と同様に決定しております。 (注5) 外部委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。 (注6) 経営指導料については、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッドより提示された料率を基礎として決定しております。 (注7) 事務委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。 (注8) 社員出向時の契約に基づき決定しております。 (注9) 取引金額のうち為替ヘッジについては、短期反復的な取引のため期末残高を取引金額とみなしていません。										

## 第19期

自平成24年4月1日

至平成25年3月31日

役員及び個人主要株主等

該当はありません。

## (2) 親会社及び重要な関連会社に関する情報

親会社情報

モルガン・スタンレー (ニューヨーク証券取引所等に上場)

モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド (非上場)

モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングス・ワン・リミテッド (非上場)

モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングス・リミテッド (非上場)

MSDW - JL ホールディングス・ツー・リミテッド (非上場)

MSJLホールディングス 4682リミテッド (非上場)

MSJLホールディングス・リミテッド (非上場)

モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社 (非上場)

重要な関連会社の要約財務情報

該当はありません。

第 2 0 期 自 平成 2 5 年 4 月 1 日 至 平成 2 6 年 3 月 3 1 日										
(1) 関連当事者との取引 親会社及び法人主要株主等										
種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社	東京都千代田区	100万円	子会社の経営監督管理及び不動産等の賃貸管理	被所有100%	当社との金銭消費貸借および不動産賃貸	短期貸付金等(注1)	2,015,477千円	短期貸付金	2,001,260千円
							不動産賃借料等(注2)	454,302千円	未払費用	310,144千円
関連会社等 該当はありません。										

第 20 期 自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日										
兄弟会社等										
種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
最終親会社の子会社	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッド	米国 ニューヨーク州	25 千米ドル	投資 顧問業	0%	委託契約	その他営業収益(注3)	1,542,466千円	未払 費用	19,245千円
							委託調査費(注4)	1,604,798千円		
							外部委託費(注5)	7,036千円		
							経営指導料(注6)	126,370千円		
	モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド	英国 ロンドン	2 英ポンド	投資 顧問業	0%	委託契約	その他営業収益(注3)	799,752千円	未払 費用	28,719千円
							委託調査費(注4)	1,089,021千円		
							外部委託費(注5)	10,866千円		
							事務委託費等(注7)	27,837千円		
	モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	東京都 千代田区	621 億円	金融商品 取引業	0%	事務 委託契約	事務委託費等(注7)	206,838千円	未払 費用	69,175千円
							人件費	133,602千円		
							立替費用	61,325千円		
	モルガン・スタンレー・グループ株式会社	東京都 千代田区	1,000 万円	モルガン・スタンレーグループにおける人事関連サービスの提供	0%	当社への社員出向及び事務委託契約	事務委託費(注7)	202,834千円	未払 費用	86,434千円
立替費用							215,914千円			
出向者負担金(注8)							90,284千円			
モルガン・スタンレー・インターナショナル・インコーポレーテッド	米国 デラウェア州	6,726 千米ドル	出向社員 管理業務	被所有 間接18%	当社への 社員出向	出向者負担金(注8)	40,439千円	未払 費用	98,198千円	
モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・エルエルシー	米国 デラウェア州	6,451 百万米ドル	金融業	0%	為替 ヘッジ	為替ヘッジ等(注9)	193,980千円	未払 費用	193,830千円	

取引条件及び取引条件の決定方針：

(注1) 短期貸付金については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注2) 不動産賃借料については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注3) その他営業収益については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注4) 委託調査費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注5) 外部委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注6) 経営指導料については、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インコーポレーテッドより提示された料率を基礎として決定しております。

(注7) 事務委託費については、一般的取引条件と同様に決定しております。

(注8) 社員出向時の契約に基づき決定しております。

(注9) 取引金額のうち為替ヘッジについては、短期反復的な取引のため期末残高を取引金額とみなしております。

## 第 20 期

自 平成 25 年 4 月 1 日

至 平成 26 年 3 月 31 日

役員及び個人主要株主等

該当はありません。

## (2) 親会社及び重要な関連会社に関する情報

## 親会社情報

モルガン・スタンレー(ニューヨーク証券取引所等に上場)

モルガン・スタンレー・インターナショナル・ホールディングス・インコーポレーテッド(非上場)

モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングス・ワン・リミテッド(非上場)

モルガン・スタンレー・アジア・ホールディングス・リミテッド(非上場)

MSDW-JL ホールディングス・ツー・リミテッド(非上場)

MSJLホールディングス 4682 リミテッド(非上場)

MSJLホールディングス・リミテッド(非上場)

モルガン・スタンレー・ホールディングス株式会社(非上場)

## 重要な関連会社の要約財務情報

該当はありません。



## (1株当たり情報)

第 19 期 自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日		第 20 期 自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日	
1. 1株当たり純資産額	1,076,313円02銭	1. 1株当たり純資産額	904,859円09銭
2. 1株当たり当期純利益	74,145円98銭	2. 1株当たり当期純利益	50,669円57銭
3. なお、潜在株式調整後の1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。		3. なお、潜在株式調整後の1株当たり純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。		4. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りです。	
当期純利益	333,805千円	当期純利益	228,114千円
普通株式に帰属しない金額	- 千円	普通株式に帰属しない金額	- 千円
普通株式にかかる当期純利益	333,805千円	普通株式にかかる当期純利益	228,114千円
普通株式の期中平均株式数	4,502株	普通株式の期中平均株式数	4,502株

## (重要な後発事象)

第 19 期 自 平成 24 年 4 月 1 日 至 平成 25 年 3 月 31 日	第 20 期 自 平成 25 年 4 月 1 日 至 平成 26 年 3 月 31 日
該当事項はありません。	同左

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)

通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

#### 5【その他】

##### 定款の変更

委託会社の定款の変更には、株主総会の決議が必要です。

##### 訴訟その他重要事項

訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を及ぼした事実または重要な影響を及ぼすことが予想される事実は発生していません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

## (1) 受託会社

名称

三井住友信託銀行株式会社

資本金の額

平成26年3月末日現在の資本金の額は342,037百万円です。

事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

名称	資本金の額( )	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社 (注1)	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。
カブドットコム証券株式会社(注1)	7,196百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
損保ジャパンDC証券株式会社(注2)	3,000百万円	
キャピタル・パートナーズ証券株式会社(注1)	2,950百万円	
モルガン・スタンレーMUFJ証券株式会社	62,149百万円	
楽天証券株式会社	7,495百万円	
株式会社SBI証券	47,937百万円	
株式会社中国銀行(注1)	15,149百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,711,958百万円	

販売会社の資本金の額は平成26年3月末日現在です。

(注1)募集の取扱い・販売は行いませんが、一部解約に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務ならびに一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務を行います。

(注2)関係当局の認可等を前提に、平成26年9月1日付で損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社に商号を変更する予定です。

## (参考1) 投資助言会社

## 名称

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・リミテッド

(Morgan Stanley Investment Management Limited.)

## 資本金の額

平成25年12月末日現在、約347円です。

(注) 払込資本の額。なお、邦貨換算額は平成25年12月30日現在の対顧客電信売買相場の仲値  
(1英ポンド = 173.76円)によります。

## 事業の内容

英国において投資助言・代理業および投資運用業を営んでいます。

## (参考2) 投資助言会社

## 名称

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント・インク

(Morgan Stanley Investment Management Inc.)

## 資本金の額

平成24年12月末日現在、約39,246百万円です。

(注) 払込資本の額。邦貨換算額は平成24年12月28日現在の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル = 86.58円)によります。

## 事業の内容

米国において投資助言・代理業および投資運用業を営んでいます。

## 2【関係業務の概要】

## (1) 受託会社

ファンドの受託会社として、投資信託財産の保管・管理、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行ないます。

なお、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、ファンドの信託業務の一部を委託することがあります。

<日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の概要>

## 資本金の額

平成26年3月末日現在の資本金の額は51,000百万円です。

## 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営んでいます。

## (2) 販売会社

本ファンドの受益権の募集の取扱および販売業務、信託契約の一部解約事務、収益分配金の再投資事務、一部解約金・収益分配金・償還金の支払いに関する事務等を行ないます。

## (参考) 投資助言会社

委託会社との投資助言契約に基づき、本ファンドおよびマザーファンドの運用に関するアドバイスおよび情報提供等を行います。

## 3【資本関係】

委託会社と上記の関係法人との間には直接の資本関係はありません。

### 第3【その他】

- (1) 目論見書の表紙にロゴ・マーク、図案等を使用してファンドの基本的性格を記載することがあります。また、委託会社の金融商品取引業者登録番号、当該目論見書の使用開始日を記載することがあります。
- (2) 目論見書には、別称として「投資信託説明書」の名称を使用することがあります。
- (3) 目論見書に投資信託約款の全文を掲載する場合があります。
- (4) 目論見書には、投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。
- (5) 評価機関等からファンドに関する評価を取得し、使用することがあります。
- (6) 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。
- (7) 目論見書に記載する運用実績に関する情報は、適宜更新されることがあります。

# 独立監査人の監査報告書

平成26年7月9日

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 岩本 正 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中島 紀子 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・オープンの平成25年11月26日から平成26年5月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・グローバル・ボンド・オープンの平成26年5月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

## 利害関係

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- 1．上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
  - 2．財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

# 独立監査人の監査報告書

平成26年6月3日

モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 松山修平 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 佐藤智治 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているモルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

## 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。



監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社の平成26年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。